

日本の経済連携協定(EPA)の現状 と主要国・地域の取組状況

平成24年3月
外務省経済局

目次

1. 日本の経済連携協定(EPA) <総論>

1-1 日本のEPAの現状	...3
1-2 主要国のFTAの現状	...6
1-3 日本の対外直接投資総額に占める国・地域別割合	...7
1-4 経済連携強化に向けた取組: スケジュールのイメージ	...8

2. 日本の経済連携協定(EPA) <各論>

2-1 日・シンガポール EPA<改正議定書の概要>	...11
2-2 日・メキシコ EPA<改正議定書の概要>	...12
2-3 日・マレーシア EPA<協定の概要>	...13
2-4 日・チリ EPA<協定の概要>	...14
2-5 日・タイ EPA<協定の概要>	...15
2-6 日・インドネシア EPA<協定の概要>	...16
2-7 日・ブルネイ EPA<協定の概要>	...17
2-8 日・ASEAN EPA(AJCEP)<協定の概要>	...18
2-9 日・フィリピン EPA<協定の概要>	...19

2-10 日・ベトナム EPA<協定の概要>	...20
2-11 日・スイス EPA<協定の概要>	...21
2-12 日・インド EPA<協定の概要>	...22
2-13 日・ペルーEPA<協定の概要>	...23
2-14 日韓 EPA<交渉の経緯と経済関係の現状>	...24
2-15 日・GCC FTA<交渉の経緯と経済関係の現状>	...25
2-16 日豪 EPA<交渉の経緯と経済関係の現状>	...26
2-17 アジア・太平洋における広域経済連携	...27

3. 主要国・地域の取組状況

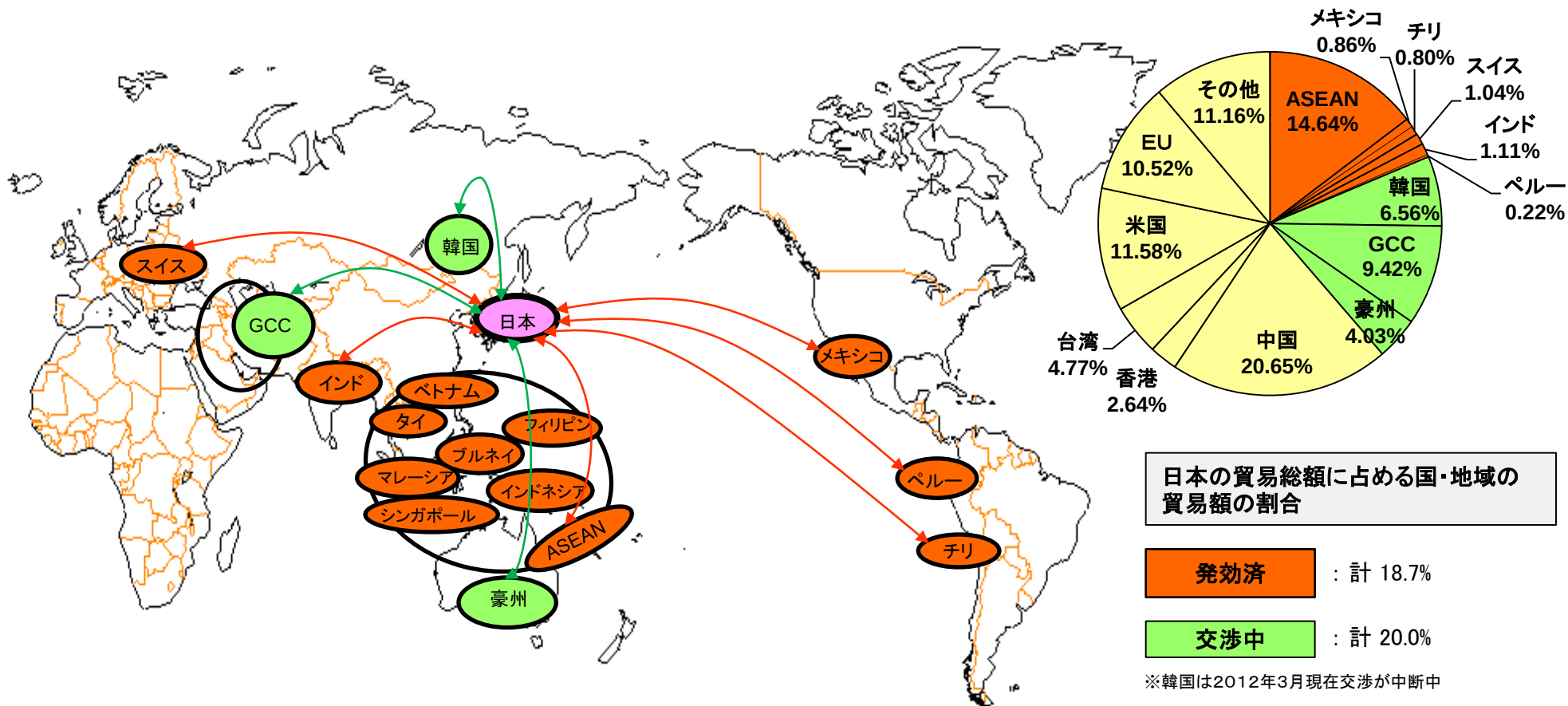
3-1 米国のFTA	...29
3-2 EUのFTA	...30
3-3 中国のFTA	...31
3-4 韓国のFTA	...32
3-5 豪州のFTA	...33
3-6 ASEANのFTA	...34
3-7 インドのFTA	...35
3-8 カナダのFTA	...36

1. 日本^①の経済連携協定(EPA)

<総論>

1-1 日本のEPAの現状

- ・ASEAN諸国を中心に13カ国・地域とのEPAが発効。
- ・貿易額に占める割合は18.7%。



※GCC: 湾岸協力理事会(Gulf Cooperation Council)
(アラブ首長国連邦、バーレーン、サウジアラビア、オマーン、カタール、クウェート)

出典：2010年財務省貿易統計
(小数点第2位四捨五入)
(ASEAN諸国についてはASEAN地域との貿易額
ではなく、ASEAN各国との貿易額を基準に算出)

E P A交渉における自由化

E P A相手国		無税化率(貿易額ベース)
		EPA後(注)
シンガポール	日本側	94.7%
	相手国側	100.0%
メキシコ	日本側	86.8%
	相手国側	98.4%
マレーシア	日本側	94.1%
	相手国側	99.3%
フィリピン	日本側	91.6%
	相手国側	96.6%
チリ	日本側	90.5%
	相手国側	99.8%
タイ	日本側	91.6%
	相手国側	97.4%
ブルネイ	日本側	99.99%
	相手国側	99.9%
インドネシア	日本側	93.2%
	相手国側	89.7%
ASEAN	日本側	93.2%
ベトナム	日本側	94.9%
	相手国側	87.7 %
スイス	日本側	99.3%
	相手国側	99.7%
インド	日本側	97.5%
	相手国	90.3%
ペルー	日本側	99.7%
	相手国	99.9%

(注)EPA後の無税化率については、EPA発効後10年以内の関税撤廃の割合を意味する。

国名		発効年月日	自由化率（往復額ベース）	主な章 ※1													経済指標	
				税関手続	SPS／TBT	相互承認	電子商取引	サービスの貿易	自然人の移動	投資	政府調達	知的財産	競争	ビジネス環境の整備	協力	エネルギー・鉱物資源	日本からの直接投資※2 （単位：億円）	（合併企業、駐在出張所等を含む。） 進出日系企業総計 ※3
GCC		交渉中															—	—
韓国		交渉中															936	543
オーストラリア		交渉中															5,622	694
欧州	スイス	2009.9.1	約99.3%	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○※5	—	—	126	128
ASEAN	ベトナム	2009.10.1	約92%	○	○	—	—	○	○	—※4	—※6	○	○	○	○	—	636	948
	フィリピン	2008. 12. 11	約94%	○	—	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	—	433	954
	ASEAN	2008. 12. 1	約92%	—	○	—	—	○※7	—	○※7	—	—	—	—	○	—	7,711	—
	ブルネイ	2008. 7. 31	約99.9%	○	—	—	—	○	—	○	—※8	—※9	—	○	○	○※10	13	8
	インドネシア	2008. 7. 1	約92%	○	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	409	1,287
	タイ	2007. 11. 1	約95%	○	—	○	—	○	○	○	○	○	○	—	○	—	1,983	1,366
	マレーシア	2006. 7. 13	約97%	○	○	—	—	○	—	○	—	○	○	○	○	—	906	1,121
	シンガポール	2002. 11. 30	約98%	○	—	○	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—	3,319	721
アジア	インド	2011. 8. 1	約93.7%	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	—	2,411	1,049
中南米	チリ	2007. 9. 3	約92%	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	—	—	508	76
	メキシコ	2005. 4. 1	約96%	○	—※11	—	—	○	○	○	○	—	○	○	○	—	691	399
	ペルー	2012. 3. 1	約99.8%	○	○	—	—	○	○	—※4	○	○	○	○	○	—	47	36

※1 独立した章が存在する場合は○を記載。ただし、実際の協定中の章の名前が上記の表にある分野名と若干異なる場合がある。また、章がなくとも、協定内に関連する規定が存在する場合がある。
 ※2 日本からの直接投資の出典：日本銀行「国際収支統計」平成22年中対外・対内直接投資
 ※3 進出日系企業総計の出典：外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計」平成22年速報版（平成21年10月1日現在）
 ※4 二国間の投資協定が組み込まれ、協定の一部となっている。
 ※5 「経済関係の緊密化」章が設けられている。
 ※6 ビジネス環境の整備章の中に、政府調達分野における透明性、公平・実効的な措置に関する努力義務規定（第106条）がある。

※7 実体的な規定に関する交渉を継続している。
 ※8 ビジネス環境の整備章の中に、政府調達分野における最恵国待遇、透明性、公平・実効的な措置に関する努力義務規定（第98条）がある。
 ※9 ビジネス環境の整備章の中に、知的財産分野に関し、知的財産保護制度の整備、国際協定遵守・加入、制度運用の透明性・手続簡素化、権利行使、啓発に係る努力義務規定（第97条）がある。
 ※10 エネルギーのみを対象としている。
 ※11 物品の貿易章の中に「節」として独立して規定されている。

1-2 主要国のFTAの現状

	FTAの数	FTA比率(※)	主要相手国
日本	13	18.7%	ASEAN, インド、メキシコ, チリ, スイス
インド	16	21.6%	ASEAN, 日本, 韓国, マレーシア
韓国	10	35.2%	米国, EU, ASEAN, インド, チリ
豪州	6	24.9%	米国, ASEAN, チリ
EU	28	31.5% (対域外)	スイス, ノルウェー, アルジェリア, 南アフリカ, チリ メキシコ, 韓国
		77.6% (含: EU域内)	
米国	14	38.3%	NAFTA, 中米, 豪州, 韓国
中国	9	19.4%	香港, ASEAN, チリ, ペルー

(注) FTA比率: FTA相手国との貿易額が貿易総額に占める割合(署名済み・未発効を含む)

出典: 財務省貿易統計(2010年), IMF「Direction of Trade Statistics」(CD-ROM版(November 2011))

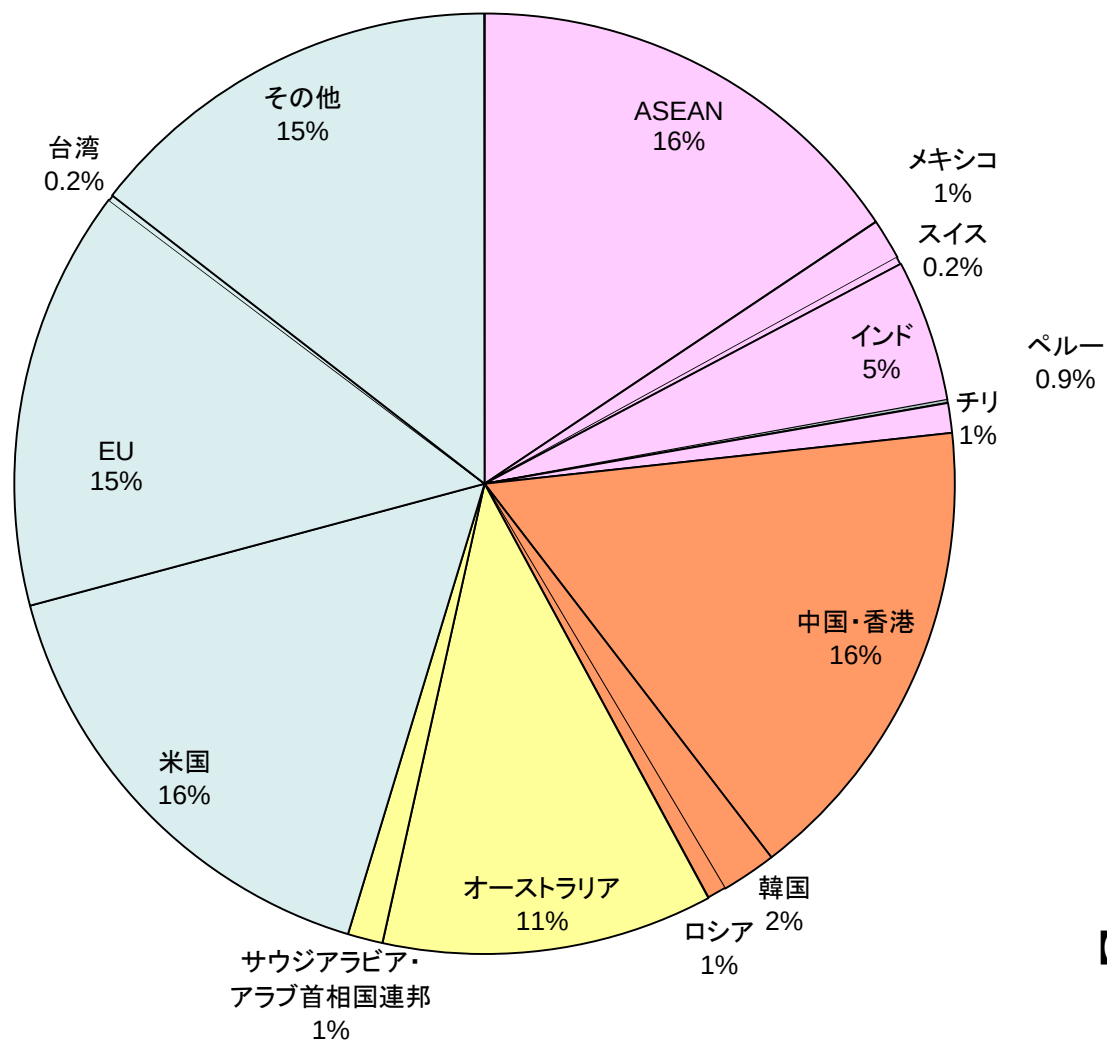
1-3 日本の対外直接投資総額に占める国・地域別割合

日本の対外直接投資総額に占める国・地域別割合

■ ...EPA締結済

■ ...二国間投資協定締結済

■ ...EPA交渉中



【資料】日本銀行 統計

経済連携強化に向けた取組:スケジュールのイメージ

平成24(2012)年3月

2006

2007

2008

2009

2010

2011

2012

締結・署名済み

シンガポール

2002年 11月発効

見直し交渉

3月 改正議定書署名
6月 国会承認

4月 見直し交渉開始

国会審議

9月 発効

・2002年1月13日署名、同年11月30日発効。
・改正議定書に関し、2007年3月19日署名。同年9月2日発効。
・2007年11月27日、原産地規則の品目別規則等の改正に関する外交上の公文を交換。(2008年1月1日発効。)

メキシコ

2005年6月 追加議定書
につき交渉開始
12月国会承認

追加議定書交渉

承認

2008年9月 改正議定書につき
交渉開始

改正議定書交渉

9月 署名
国会審議

国会審議

4月 発効

12月 承認

・2004年9月17日署名、2005年4月1日発効。
・一部製品の関税割当の枠内税率等を定める議定書が2007年4月1日発効。
・改正議定書に関し、2011年9月22日署名。

マレーシア

2004年1月 交渉開始
4月 国会承認

国会審議

7月 発効

・2005年12月署名、2006年7月13日発効。

チリ

2月 交渉開始

交渉

3月 署名 6月 国会承認

国会審議

9月 発効

・2007年3月27日署名、同年9月3日発効。

タイ

2004年2月 交渉開始

交渉

4月署名 6月国会承認

国会審議

11月 発効

・2007年3月27日署名、同年9月3日発効。

インドネシア

2005年7月 交渉開始

交渉

8月署名

国会審議

7月 発効

5月国会承認

・2007年8月20日署名、2008年7月1日発効。

ブルネイ

2月 6月 交渉開始

準備協議

交渉

6月署名

国会審議

7月 発効

5月国会承認

・2007年6月18日署名、2008年7月31日発効。

ASEAN全体

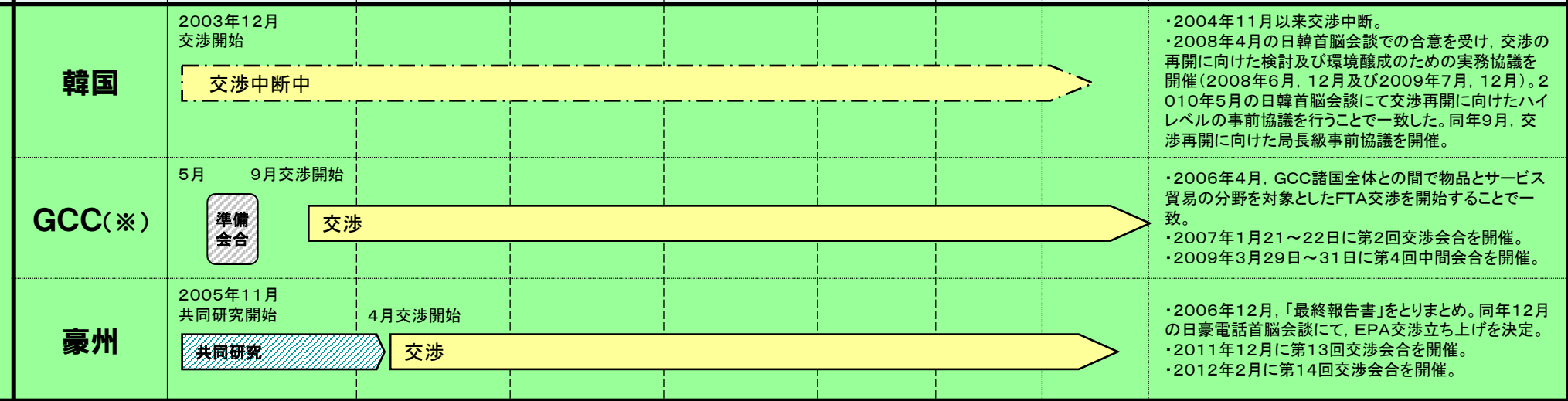
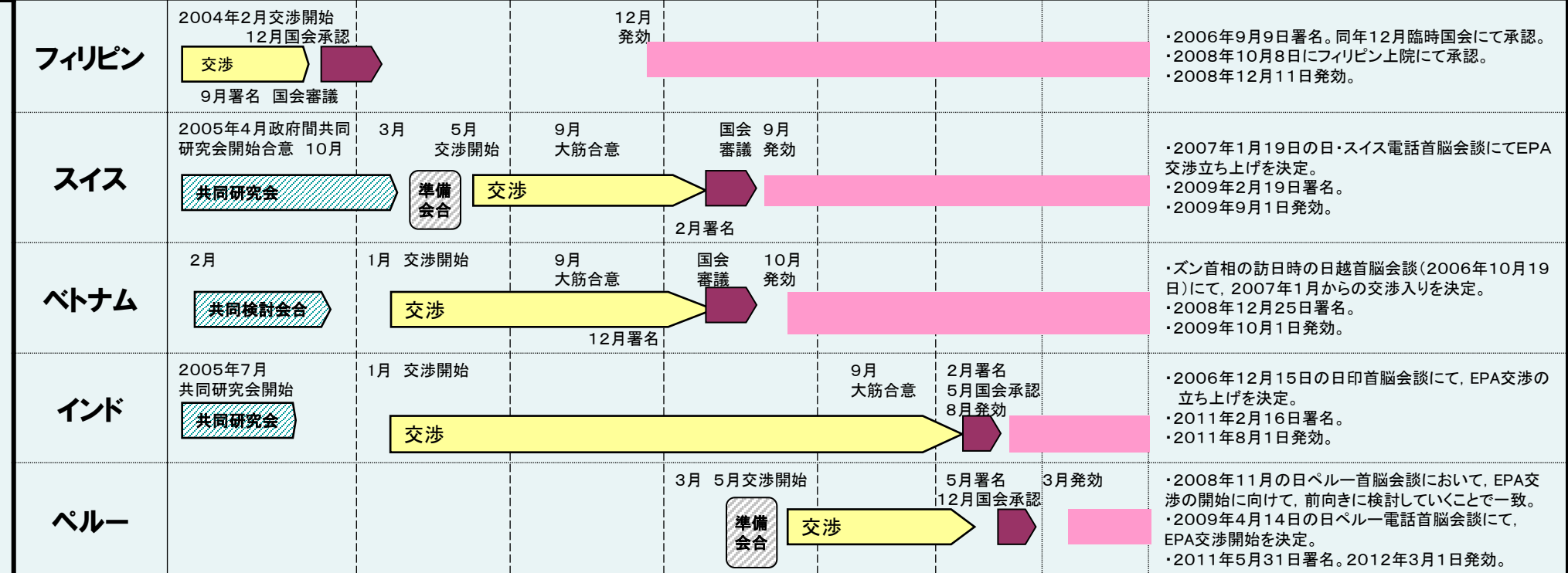
2005年4月 交渉開始

交渉

4月署名完了 12月 発効

国会審議 6月国会承認

・2008年4月14日、日本及び全ASEAN構成国の署名完了。
・我が国とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマーの間では同年12月1日、ブルネイの間では2009年1月1日、マレーシアの間では同年2月1日、タイの間では同年6月1日、カンボジアの間では同年12月1日、フィリピンの間では2010年7月1日発効。



:政府共同研究／産官学共同研究



:交渉



:国会審議

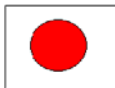


:発効済みのもの

※GCC:湾岸協力理事会(アラブ首相国連邦、バーレーン、サウジアラビア、オマーン、カタール、クウェートで構成。)

2. 日本^①の経済連携協定(EPA)

<各論>



2-1 日・シンガポールEPA改正議定書の概要



改正交渉の経緯

2002年11月
協定 発効



2006年4月
改正交渉開始を決定
(第2回総括委員会)



06年6月～07年1月
専門家会合 7回



2007年1月
大筋合意
(第3回総括委員会)



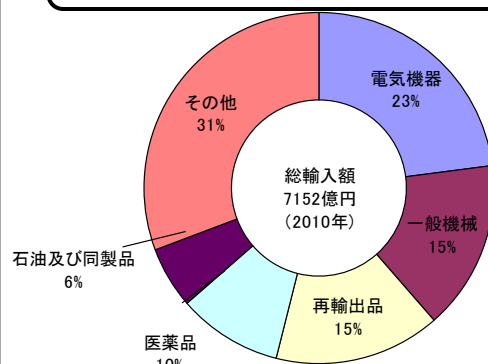
2007年3月
改正議定書署名



2007年9月
改正議定書発効

日・シンガポール経済連携協定 改正の意義

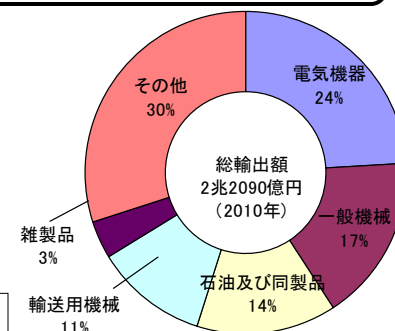
- － 発効後5年目を迎えた協定の見直し(双方関心分野の自由化拡大等)
- － ASEAN全体との経済連携強化のための更なるステップ



日本←シンガポール
(今次改正で輸入額の約95%が無税に)

(改正により約2%アップ)

日本の対シンガポール貿易構造
(2010年財務省貿易統計)



日本→シンガポール
(協定締結の時点で輸出額の100%が無税)

● 市場アクセス改善 (日本側のみ。シンガポール側は協定締結時点で全品目の関税を撤廃済。)

- 鉱工業品 一部の石油・石油化学製品(揮発油・軽油, ポリプロピレン等): <即時又は段階的関税撤廃>
- 農林水産品 マンゴー, ドリアン, アスパラガス, カレー調製品, 製材, えび等: <即時又は段階的関税撤廃>

● 金融サービス 特定約束の改善

- シンガポール側改善点
 - ・フル・バンク免許枠の拡大(1行分)
 - ・ホールセール・バンク(法人向け業務のみ)の免許発給数の制限撤廃
 - ・国境を越える証券取引の自由化拡大
- 我が方改善点
 - ・保険仲介サービスの自由化拡大
 - ・国境を越える証券取引の自由化拡大

● その他の主な改正部分

- 原産地規則
材料の価額に占める原産割合が40%以上(改正前は60%)であれば, 当該材料を原産材料であるとみなすこと等
- 税関手続
透明性向上に向けた更なる規定の整備等
- セーフガード措置の見直し
適用期間の延長, 暫定措置の導入等



2-2 日・メキシコEPA改正議定書の概要



日・メキシコ経済連携協定改正議定書の意義

- ・ 2005年4月発効の日・メキシコ経済連携協定について、同協定に基づき、物品の貿易に関する市場アクセスの条件の更なる改善及び原産地の証明手続の改正（認定輸出者による原産地申告制度の導入）等について定める。
- ・ 本改正議定書により、両国間の貿易の自由化が一層促進され、ひいては両国関係全般が一層緊密化することが期待される。

改正交渉の経緯

2005年4月
日・メキシコ
経済連携協定
発効

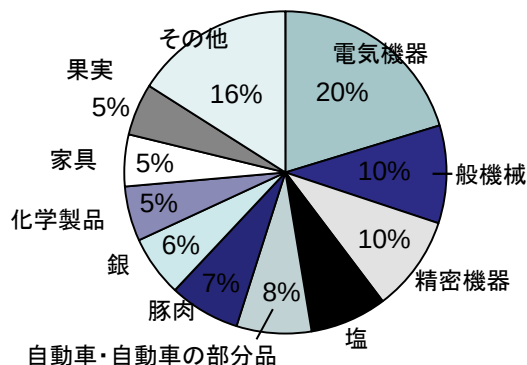
2007年4月
市場アクセスの
条件の改善に
関する議定書
発効

2008年9月
改正交渉を
開始

2011年2月
第6回合同
委員会で
実質合意

2011年9月
署名

メキシコ→日 (輸入総額 3,026億円)

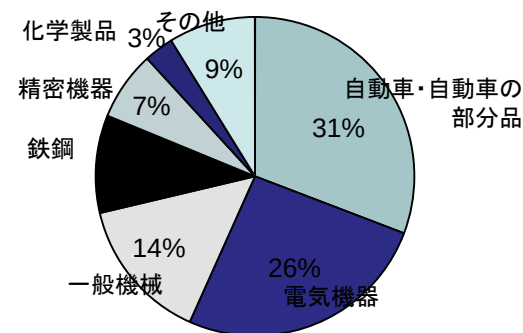


日・メキシコ間の貿易構造

日・メキシコ経済連携協定 発効以降の貿易の増大

貿易総額		(2004年)	→	(2010年)
		7,850億円		11,261億円
メキシコ →日	豚肉	35,198 t	→	40,858 t
	牛肉	7,796 t		14,272 t
	(調製品を含む。)			
日→ メキシコ	自動車	827億円	→	1,041億円
	自動車の 部分品	583億円		1,497億円

日→メキシコ (輸出総額 8,235億円)



2010年財務省貿易統計

【日・メキシコ経済連携協定改正議定書のポイント】

1. 市場アクセスの条件の更なる改善

日本側

- 牛肉・豚肉・鶏肉・オレンジ・オレンジジュース：
2012年～2016年の関税割当数量の拡大・枠内税率の削減
- アガベシロップ^(注)：2012年～2016年の関税割当ての新設

(注) リゅうぜつらんから作られる果糖水

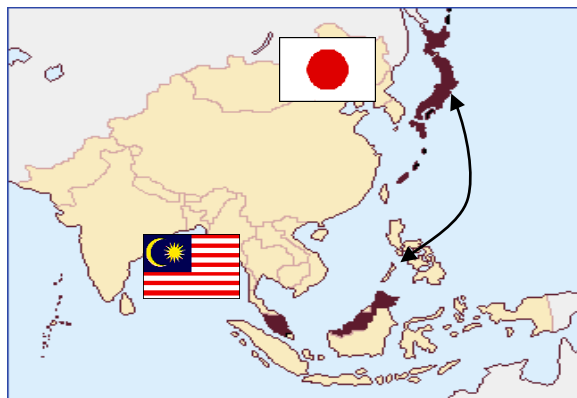
(パインアップル、デュラム小麦、甘しや糖等については、2014年に再協議)

メキシコ側

- 自動車部品・インクジェットプリンタ用紙・みかん：
2012年4月1日に関税撤廃
- りんご・緑茶：2012年～2016年の関税割当ての新設

2. 第5章を改正し、原産地の証明の方法として認定輸出者による原産地申告制度を導入する

2-3 日・マレーシアEPA<協定の概要>



協定の意義 ～2006年7月発効～

- 二国間の貿易投資拡大・自由化の枠組み提供
- 「東方政策」を発展させた新時代の連携の象徴
- 東アジアEPA交渉の進展のための大きな推進力

往復貿易額の約97%で関税撤廃



輸出額の約99%が無税に

輸入額の約94%が無税に



> 我が国からの対マレーシア鉱工業品輸出

→ほぼ全ての鉱工業品につき10年以内に関税撤廃

鉄鋼：ほぼ全ての関税を10年以内に撤廃
一定条件を満たせば関税の免税措置を供与

自動車：現地組立車用部品は関税即時撤廃
：その他部品・多くの完成車（2000cc以上の乗用車等）は2010年までに、その他の乗用車等は2015年までに関税を段階的に撤廃

> 農林水産品

- 日本による市場アクセスの改善
熱帯果実：マンゴー、マンゴスチン、ドリアン、パパイア、ランブータン等は即時関税撤廃
バナナ：関税割当の設置（枠内税率無税（毎年千トン））
林産品：合板は協定全体の見直し時の再協議
合板以外の林産品は即時関税撤廃
（注）違法伐採問題には協力して取り組むことを宣言。
- マレーシアによる市場アクセスの改善
・温帯果実：りんご、なし、かき等は即時関税撤廃

他分野でも包括的に連携推進

投資：内国民待遇及び最恵国待遇の付与、特定措置の履行要求の禁止

サービス：自国の特定する分野において、市場アクセス、内国民待遇、最恵国待遇を約束

知的財産：特許審査の迅速化、周知商標の保護、エンフォースメントの強化、知的財産分野での協力を行う

競争：反競争的行為に対する適切な措置の実施及び規制の分野での協力を行う

ビジネス環境の整備：相手国企業からの苦情・照会の窓口となる連絡事務所を設置

協力：農林水産業、教育・人材養成、情報通信技術、科学技術、中小企業、観光及び環境の7分野での協力

2-4 日・チリEPA<協定の概要>

締結の意義

- 日本企業による対チリ貿易・投資環境の改善(チリは米, EU, 韓国, 中国等40ヶ国以上とFTA締結済み)
- 銅を始めとする鉱物資源の安定供給確保に寄与(チリは, 銅, モリブデン等の対日最大供給国)
- 日本から南米地域への経済進出拠点の確保(政治民主化・経済発展→南米の模範国, 域内で多くのFTA等締結)

①物品の貿易

チリ市場へのアクセスの改善

● 鉱工業品の貿易

→ ほぼ全ての鉱工業品につき, 10年以内に関税撤廃

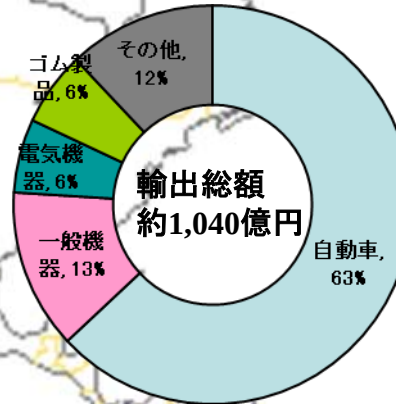
・自動車／一般機械／電気電子製品: 即時関税撤廃

● 農林水産品等の貿易

・我が国輸出関心品目の関税撤廃:

緑茶, ながいも, 柿, 日本酒等

輸出総額
約1,040億円



往復貿易額の約92%を10年以内に関税撤廃

日本の対チリ輸出額の99.8%が無税に
(EPA発効前はほぼ全品目が有税)

日本のチリからの輸入額の90.5%が無税
(EPA発効前は30%弱の品目が有税)

日本市場へのアクセスの改善

● 鉱工業品の貿易

→ ほぼ全ての鉱工業品につき, 10年以内に関税撤廃

・精製銅: 10年間での段階的関税撤廃

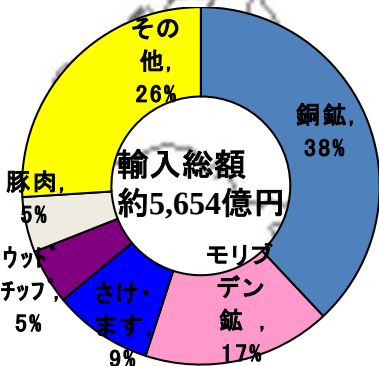
● 農林水産品等の貿易

・ギンザケ・マス: 10年間での段階的関税撤廃

・ワイン(ボトル): 12年間での段階的関税撤廃

・牛肉, 豚肉, 鶏肉等: 関税割当を設定

・林産品(合板等を除く): 即時又は段階的関税撤廃



統計出典:
2005年財務省貿易統計

②多分野で包括的な連携を促進

投資: 内国民待遇, 最恵国待遇, 特定措置の履行要求の禁止を含め, 投資の保護の強化とより自由な投資の枠組みを整備。チリと既にFTA締結済みの米国, カナダ, 韓国等と概ね同等の条件を確保。

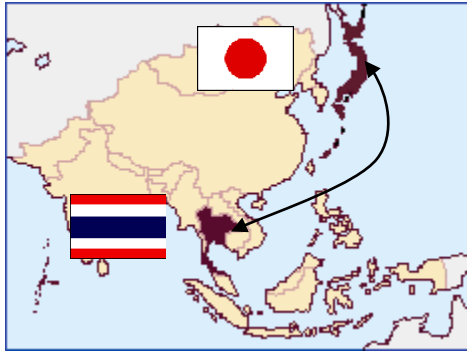
サービス: 内国民待遇, 最恵国待遇, 現地における拠点設置要求禁止を約束するとともに, サービス貿易促進のため, 関連規制等に関する透明性を確保。

政府調達: 両国の政府調達手続への参加を促進するため, 内国民待遇, 無差別待遇, 調達の効果を減殺する措置の禁止, 及び手続の透明性を確保。

ビジネス環境整備: 両国のビジネス環境整備について協議するメカニズムであるビジネス環境整備小委員会を設置。政府関係者に加えて, 関係民間部門, 諸機関の関係者も参加。

その他, 税関手続, 金融サービス, 商用目的での国民の入国及び一時的滞在, 知的財産, 競争等の分野で包括的な連携を促進。

2-5日・タイEPA<協定の概要>



- 日本にとり第7位の貿易相手国(2010年財務省貿易統計)であり、主要な投資先(日本にとり第7位の投資先、ASEANではシンガポールに次いで2位、日本銀行HP2009年末対外直接投資残高より)であるタイとの間の貿易投資拡大による更なる経済緊密化に寄与。
- 東アジア地域の経済連携強化への大きな推進力。
- 2007年11月発効。我が国にとって、日・シンガポール、日・メキシコ、日・マレーシア、日・チリに続き発効する5つ目のEPA。

双方9割以上の貿易を自由化

他分野でも包括的に連携を推進

税関手続:貿易の円滑化を図るため、税関手続の透明化、簡素化及び協力・情報交換を推進。

相互承認:日タイの電気用品にかかわる適合性評価の結果を相互に受け入れる。これにより、双方の電気製品の適合性検査が自国内で実施可能となり、貿易手続が簡素化されることになる。

サービス:タイ側は、製造業関連サービス(卸売・小売サービス、保守・修理サービス)、海運サービス等の自由化の約束を改善。

投資:タイ側は、ほとんどの製造業分野において、日本の投資家に対し、現状の投資政策をより制限的に変更する意向のないことを確認。

人の移動:日本側は一定の要件の下でのタイ料理人、指導員(タイ伝統舞踊、タイ音楽、タイ料理等)の入国・一時的滞在を約束、介護福祉士、スパ・セラピストについては継続協議。タイ側は就労目的の在留許可要件、就労に係る手続について約束。

知的財産:手続の簡素化・透明化、知的財産権保護の強化、権利行使の強化等。

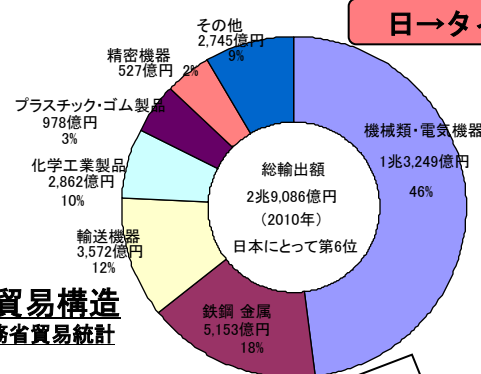
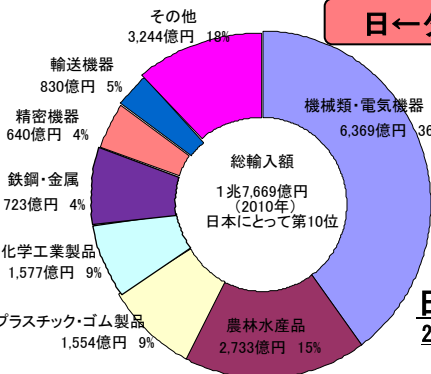
競争:両国競争当局は、執行活動に係る通報、情報交換等で協力。

協力:農林水産業、教育・人材養成、ビジネス環境の向上、金融サービス、情報通信技術、科学技術・エネルギー・環境、中小企業、観光並びに貿易及び投資の促進の9分野で協力。

日←タイ

日→タイ

日タイ貿易構造 2010年財務省貿易統計



タイへの輸出額の約97%が無税に(2003年タイ貿易統計)

タイからの輸入額の約92%が無税に(2004年財務省統計)

> 鉱工業品

□タイによる市場アクセスの改善

・鉄鋼: 全ての関税を10年以内に撤廃。このうち全輸出額の約半分が即時撤廃(無税枠を含む)

・自動車: 3000cc超は現行税率80%を4年目までに60%まで段階的引き下げ、3000cc以下については再協議

・自動車部品: 原則5~7年後に関税撤廃

> 農林水産品

□日本による市場アクセスの改善

・関税即時撤廃: 熱帯果実(マンゴー、マンゴスチン、ドリアン等)、えび・えび調製品、

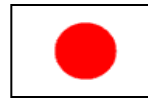
・関税削減: 鶏肉・鶏肉調製品

> 2011年4月1日以降(5年目)の再協議
豚肉、パイナップル缶詰・果汁、かつお・マグロ(生鮮・冷凍)等(日本側: 6桁ベースで174品目、9桁ベースで343品目)

2-6 日・インドネシアEPA<協定の概要>

- 日本にとり第11位の貿易相手国(往復貿易額:2006年財務省貿易統計)であり, 主要な投資先
- ASEANとの経済連携強化のための大きなステップ(ASEAN原加盟国とは全て二国間EPAを締結又は署名済み。)
- エネルギー・鉱物資源(天然ガス, 石油, 石炭等)の安定供給に資する枠組み
- 2008年7月1日, 発効

1. 物品の貿易(往復貿易額(2004年5月-2005年4月貿易実績)の約92%が無税に)



インドネシアへの市場アクセス改善

→インドネシアへの輸出額の約90%が無税に(2004年5月-2005年4月貿易実績)(下記3. の鉄鋼の特定用途免税を含めると推計ベースで実質96%前後)

1. 自動車・同部品(0-60%): 大部分が段階的関税撤廃
2. 電気・電子機器(0-15%): 即時或いは段階的に関税撤廃
3. 鉄鋼(0-20%): 自動車・同部品, 電気・電子, エネルギー, 建設機械等の用途に供する輸入品に対する免税措置
4. 温帯果実(5%): りんご, ぶどう, かき等の即時関税撤廃

日本への市場アクセス改善

→インドネシアからの輸入額の約93%が無税に(2004年5月-2005年4月貿易実績)

1. 鉱工業品: ほぼ全ての品目で即時関税撤廃
2. 熱帯果実
 - ・生鮮バナナ: 関税割当; 年間1,000 t (10%, 20%→0%)
 - ・生鮮パイナップル(900g未満): 関税割当; 段階的に割当て数量を増やし5年目には, 年間300 t (17%→0%)
3. 林産物(合板を除く)の即時関税撤廃(0~6%→0%)
4. えび, えび調製品の即時関税撤廃(1~5.3%→0%)
5. ソルビトール(菓子, 佃煮等に使う甘味料)の関税割当; 年間25,000 t (枠内税率: 3.4%), 枠外税率の削減(7年間で17%→12%)等

2. 多くの分野で包括的な連携を推進

●投資

内国民待遇, 最恵国待遇, 特定措置の履行要求禁止, 国対投資家の紛争解決等の質の高い投資ルールを規定。

●サービス

- ①更なる自由化を含む高い約束を得た分野: 金融, 建設, 観光, 映像・音響, 製造業関連
- ②進出済みの日本企業が与えられた条件の保護を確保した分野: 金融, コンピューター関連

●自然人の移動

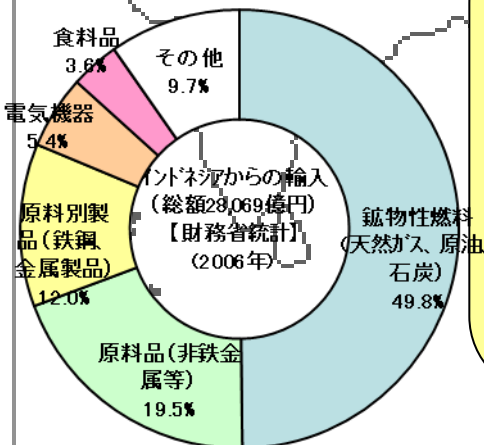
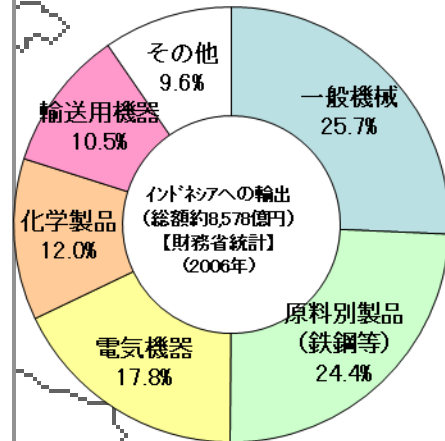
短期商用訪問者, 企業内転勤者, 看護師・介護福祉士候補者等の入国及び一時的な滞在を約束。

●エネルギー・鉱物資源

エネルギー・鉱物資源の安定供給に資する枠組みの提供(例: 投資促進・円滑化のための協力, 協議メカニズムの導入, 新たな規制措置導入の際の通報・既存の契約関係の混乱回避, 輸出許可手続の透明性確保)。

●その他

税関手続, 知的財産, 競争, ビジネス環境整備, 協力(製造業, 農林水産業, 貿易投資促進, 人材育成, 観光, 情報通信技術, 金融サービス, 政府調達, 環境の9分野)についての枠組みを規定。

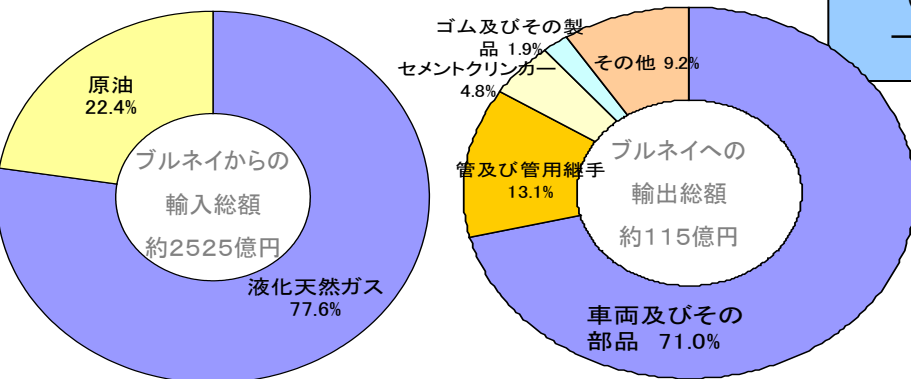




2-7 日・ブルネイEPA<協定の概要>



往復貿易額の約99.9%を10年以内に関税撤廃
(統計出典:2005年財務省貿易統計)



締結の意義 (2008年7月31日発効)

- ASEAN全体との経済連携強化のための一つのステップ
(ASEANの「オリジナル6」とは全て二国間EPAを署名・締結済み)
- エネルギー資源 (天然ガス, 石油) の安定供給に資する枠組み提供

多くの分野で包括的な連携を推進

税関手続

貿易の円滑化の観点から、税関手続の予見可能性、一貫性及び透明性並びに関税法の適切な適用及び通関の迅速化を確保するとともに、当局間の協力・情報交換を促進。

投資

内国民待遇、最恵国待遇、特定措置の履行要求の禁止を含め、投資の保護の強化とより自由な投資の枠組みを整備。

サービス貿易

市場アクセス、内国民待遇、最恵国待遇、透明性等、サービス貿易促進のための規律と枠組みを整備し、WTOでの約束を超えたサービス貿易自由化を相互に約束。

エネルギー

エネルギー分野において規制措置を取る際の既存の契約関係への十分な配慮及び相手国への通報・協議の実施、環境への配慮、協力、二国間の協議メカニズムを規定し、エネルギー分野において安定的で両国の利益となるような関係を維持・強化。

ビジネス環境整備

知的財産の保護及び政府調達市場の自由化をビジネス環境整備の要素として位置付け。協議の枠組みとして政府関係者及び必要に応じて関連民間部門の関係者が参加するビジネス環境整備小委員会を設置。

協力

二国間の経済連携の強化のため、以下の10分野について協力を実施。
①貿易投資促進、②中小企業、③農林水産業、④観光、⑤教育・人材養成、⑥情報通信技術、⑦科学技術、⑧環境、⑨知的財産、⑩陸上交通

ブルネイからの輸入額の99.99%が無税に (2005年の無税割合約99.9%)

ブルネイへの輸出額の99.94%が無税に (2005年の無税割合約32%) (2005年ブルネイ貿易統計)

● 日本側の市場アクセス改善

□ 鉱工業品

ほぼ全ての品目につき即時関税撤廃

□ 農林水産品

(関税撤廃を行う品目例)

- ・アスパラガス、マンゴー、ドリアン: 即時関税撤廃
- ・野菜ジュース、カレー調製品: 段階的関税撤廃
- ・林産品(合板等を除く): 即時又は段階的関税撤廃
- ・えび: 即時関税撤廃

● ブルネイ側の市場アクセス改善

□ 鉱工業品

- ・自動車(乗用車、バス、トラック等): 3年以内に関税撤廃 (20%→0%)
- ・自動車部品: ほぼ全ての品目につき3年以内に関税撤廃 (20%→0%)
- ・電気・電子製品、産業機械: ほぼ全ての品目につき5年以内に関税撤廃 (5~20%→0%)

□ 農林水産品

- ・ほぼ全ての農林水産品につき、即時又は段階的関税撤廃

2-8 日・ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定<協定の概要>

協定の意義と概要

- 我が国初の複数国間の経済連携協定(EPA)。
- 我が国と緊密な関係を有し、各国とのFTA締結の動きが進むASEANとの戦略的關係強化。
- 本協定は、物品貿易の自由化・円滑化の他、知財・農林水産分野(違法伐採対策を含む)での協力を規定。
- 2010年6月 投資及びサービス分野について交渉を開始。

交渉経緯等

- 2002年1月 小泉総理(当時)演説(於シンガポール)にて「日ASEAN包括的経済連携構想」を提唱。
- 2005年4月 交渉開始。以来、11回の正式交渉会合を開催。
- 2007年11月 日ASEAN首脳会議にて交渉妥結を報告。
- 2008年12月1日 日本、シンガポール、ラオス、ベトナム、ミャンマーの間で発効し、2009年1月1日にブルネイ、2月1日にマレーシア、6月1日にタイ、12月1日にカンボジア、2010年7月1日にフィリピンとの間で発効。

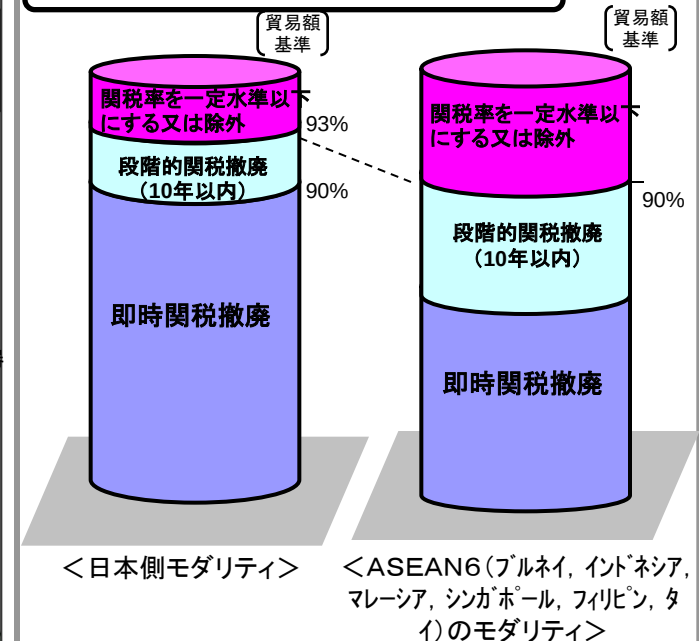
日本側のオファー

- 鉱工業品については、ほとんどの物品について、10年以内に関税撤廃を行う。
- 農林水産品については、守るべきは守りながら、ASEAN側の関心品目について、関税削減等を通じ、日本側として可能な努力を行った。

アセアン側のオファー

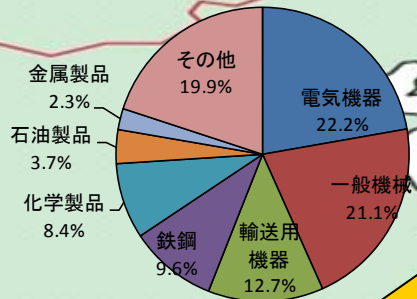
- 原産地規則の累積によって裨益する効果が大きい品目(例えば、薄型テレビや薄型テレビパネル、自動車部品等)については、ほとんどの国において、十分な関税の撤廃・削減が約束される等、質の高い内容を実現した。

各国の物品貿易自由化の方式

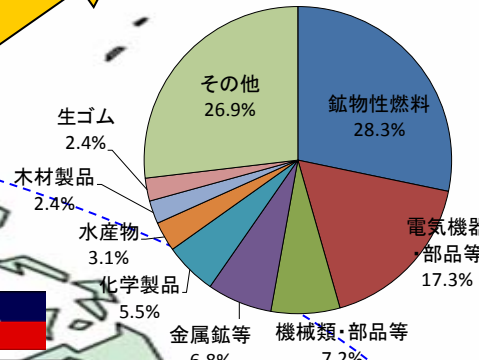


ASEAN新規加盟国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム): ASEAN6に比べ、各々の経済発展段階に応じた差を設ける。

日本のASEANへの輸出
(2010年)
(総額: 9兆8817億円)



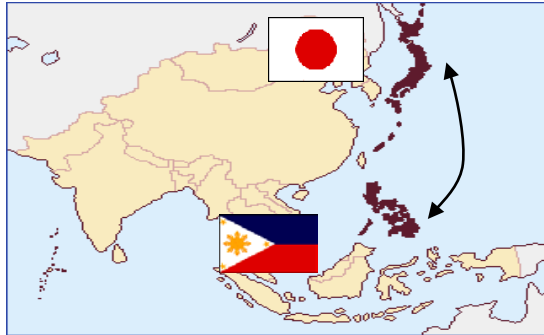
日本のASEANからの輸入
(2010年)
(総額: 8兆8444億円)



統計出典:
2010年財務省
貿易統計



2-9 日・フィリピンEPA<協定の概要>



協定の意義 ～2006年9月署名, 2008年12月発効～

両国間の貿易投資自由化・拡大, 相互依存関係深化の法的枠組み整備

往復貿易額の約94%で関税撤廃



輸出額の約97%が無税に

輸入額の約92%が無税に



>我が国からの対フィリピン鉱工業品輸出

→ほぼ全ての鉱工業品につき10年以内に関税撤廃

鉄鋼: 日本からの輸出量の60%以上について関税を即時撤廃(無税枠を含む)

自動車: 現地組立車用部品のうち比で生産されていないものは関税即時撤廃, その他の部品は即時～10年以内に関税撤廃
: 3000cc超の乗用車・バス・トラック等は原則2010年に関税撤廃, 3000cc以下の乗用車は段階的な関税削減の後2009年に再協議

>農林水産品

□日本市場へのアクセスの改善

・ **バナナ** (小さい種類のもの): 10年間で関税撤廃, その他の種類も関税削減

・ **パインアップル** (900g未満のもの) の関税割当: 枠内無税 (1年目1000トン→5年目1800トン)

・ **水産物**: キハダマグロ, カツオ (協定発効後5年間で関税撤廃)

□フィリピン市場へのアクセスの改善

・ **我が国輸出関心品目の温帯果実の関税即時撤廃**: ぶどう, りんご, なし等

包括的に連携を推進

サービス: コンピュータ, 流通, 金融, 海運等でWTOを超える自由化約束(外資制限緩和等)

投資: 内国民待遇及び最恵国待遇の付与, 特定措置の履行要求の禁止

知的財産: 知的財産制度の透明性向上, 権利行使の強化, 協議メカニズムの設置, 知的財産分野での協力

競争: 反競争的行為に対する取組による競争の促進及びその分野での協力

ビジネス環境の整備: 相手国企業等からの苦情・照会を可能とする委員会を設置

協力: 人材育成, 金融サービス, 情報通信技術, エネルギー・環境, 科学技術, 貿易・投資促進, 中小企業, 観光, 運輸, 道路整備の10分野

人の移動: 短期の商用訪問者, 企業内転勤者, 看護師・介護福祉士等

2-10 日・ベトナムEPA<協定の概要>



日本・ベトナム経済連携協定(EPA)の意義

関税の撤廃・削減、サービス貿易の自由化及び関連分野の連携強化を図ることにより、日・ベトナム間の貿易の拡大、投資活動の促進及び経済関係全般の強化に貢献する。ベトナムにとっては初めての二国間EPA。

交渉の経緯

2005年12月
交渉立ち上げのための共同検討会合の開始を決定
(首脳会談：東アジア首脳会議)

2006年2月、4月
2回の共同検討会合を開催

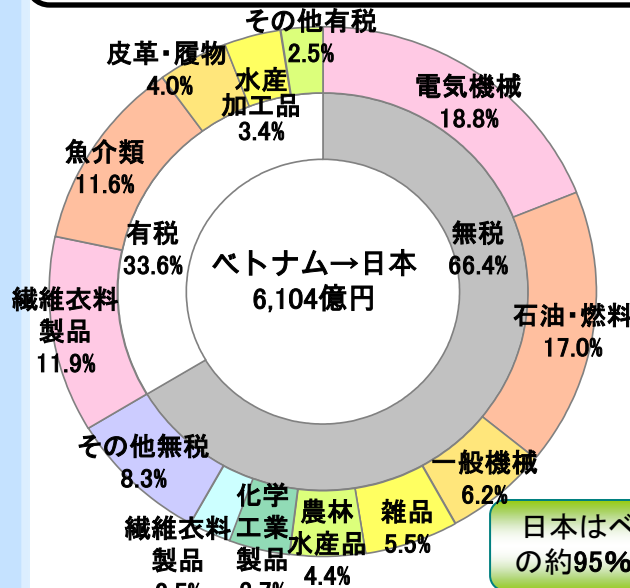
2006年10月
正式交渉開始決定
(首脳会談)

**2007年1月～
2008年9月**
9回の正式交渉会合及び6回の中間会合を開催

2008年9月
大筋合意

2008年12月
署名
(日本側外務大臣・
越側商工大臣
の会談)

2009年10月
発効



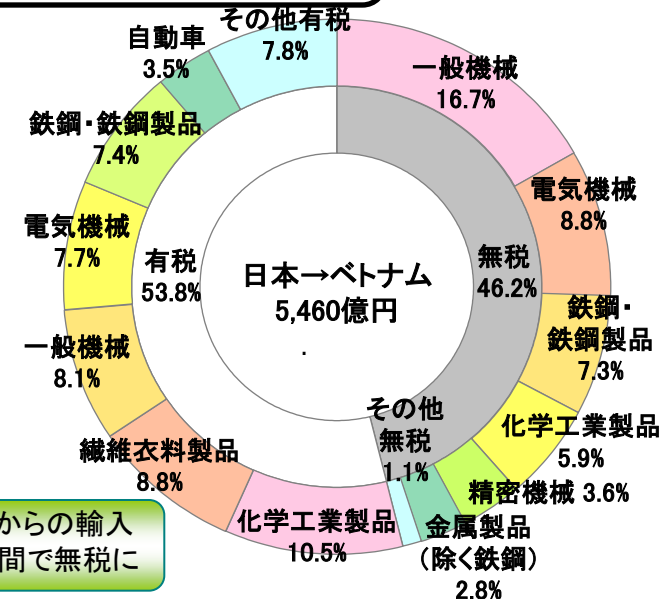
2006年財務省貿易統計

往復貿易額の約92%を
協定発効後10年間で関税撤廃

日本はベトナムからの輸入
の約95%を10年間で無税に

ベトナムは日本からの輸入
の約88%を10年間で無税に

参考：16年以内では約93%が無税に



2006年ベトナム貿易統計

日・ベトナム経済連携協定の各分野の要旨

日本側の市場アクセス改善

- ❑ 鉱工業品：ほぼ全ての品目については即時関税撤廃
- ❑ 農林水産品：農産品では、ドリアン、オクラ、冷凍ほうれん草、スイートコーン、天然はちみつ(関税割当)等の農産品、合板等を除く林産品、えび・えび調製品、冷凍たこ及び冷凍たちうお等水産品のアクセス改善

ベトナム側の市場アクセス改善

- ❑ 鉱工業品：ボルト・ナット、ギアボックス、エンジン・エンジン部品等の自動車部品、熱延鋼板、亜鉛めっき鋼板及び冷延鋼板等の鉄鋼製品、フラットパネル、DVD部品、デジタルカメラ、カラーテレビ等電気電子製品・部品のアクセス改善
- ❑ 農林水産品：切花、りんご、なし、みかん、太平洋さけ等のアクセス改善

- ❑ 税関手続：税関手続の簡素化の促進、水際取締に係る当局間の協力の促進
- ❑ 衛生植物検疫措置(SPS)：情報交換、科学的協議及び協力に関する議論などを行う協議メカニズムの設置
- ❑ 強制規格、任意規格及び適合性評価手続(TBT)：技術的協議及び適合性評価の結果受入れ促進等を行う協議メカニズムの設置
- ❑ 自然人の移動：特定の分野についてそれぞれ定める条件に従って自然人の入国及び滞在を約束。※発効後の追加的交渉の結果、看護師・介護福祉士候補者受入れを決定2011年10月首脳会談)。
- ❑ サービスの貿易：サービス貿易の一層の自由化を目的とした基本ルールの強化
- ❑ 知的財産：知的財産保護制度の効率的かつ透明な運用を促進
- ❑ 競争：競争の促進及び競争政策の強化等についての協力の促進
- ❑ 協力：8つの分野において協力を促進
- ❑ ビジネス環境整備：相手国に進出した企業が直面する様々な問題を解決するための仕組みを設置



2-11 日・スイスEPA＜協定の概要＞



日・スイス経済連携協定の意義

- －我が国にとって、欧州の国との間の初の協定。経済分野における両国の一層の関係強化に寄与。
- －日・スイス両国の関税の撤廃・削減による市場アクセスの改善。
- －原産地証明制度について、従来の第三者証明制度に加え、我が国のEPAでは初めて認定輸出者による原産地申告制度を導入。
- －サービス貿易、投資及び知的財産分野においても高いレベルの成果。また、我が国のEPAでは初めて電子商取引章を設置。
- －**往復貿易額の99%以上を占める物品の関税を発効10年以内に撤廃**

日スイス経済連携協定の各分野の要旨

□物品貿易

スイス市場へのアクセスの改善

(日本からの輸入額の約99%が無税)

鉱工業品: **すべての品目につき即時関税撤廃**

農林水産品: 清酒, 盆栽, 長いも, メロン, 干し柿, 味噌等について即時関税撤廃

日本市場へのアクセスの改善

(スイスからの輸入額の約99%が無税)

鉱工業品: **ほぼ全ての品目につき即時関税撤廃**

農林水産品:

・インスタントコーヒー, アロマオイル, 食品添加物(ペクチン)等: 即時関税撤廃

・一部のスイス特産のナチュラルチーズ, チョコレート等: 関税割当て

・ワイン: 段階的関税撤廃

□**原産地規則**: 第三者証明制度に加え, 我が国のEPAでは初めて認定輸出者による原産地申告制度を導入。

□**投資**: 投資の保護の強化及び自由化に関する規律。

□**サービス貿易**: WTOを大きく越える自由化を約束。

□**知的財産**: 知的財産の保護・強化, 模倣品・海賊版対策を含む権利行使の面での協力について規定。

□**自然人の移動**: スイス側は滞在許可証の人数制限を我が国には適用しないこと等を約束。

□**税関手続**: 税関手続の透明性を確保, 協力・情報交換を推進。

□**電子商取引**: 我が国のEPAでは初めて電子商取引章を設置。

□**競争**: 双方の競争当局が適切な措置を執ることを確認するとともに, 当局間の具体的な協力手続等について規定。

□**経済関係緊密化**: 政府関係者・民間部門による経済関係の緊密化に関する小委員会の設置に合意。

交渉の経緯

2005年4月

政府間共同研究会の開始を決定
(首脳会談)

2005年10月～06年11月

共同研究会を5回開催

2007年1月

交渉開始を決定
(首脳電話会談)

2007年5月～08年6月

7回の交渉会合

2008年9月

第8回会合の結果を受け大筋合意

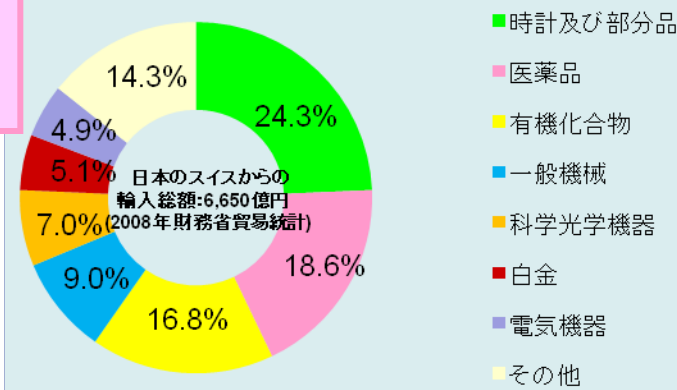
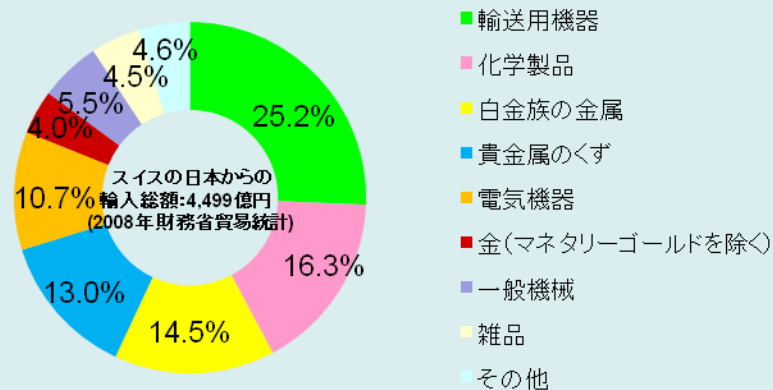
2009年2月

署名

2009年9月

発効

日スイス間の貿易構造





2-12 日・インドEPA<協定の概要>



日・インド包括的経済連携協定の意義

アジア第3位の経済規模を有し、近年著しい経済成長を続けるインドとの間で、貿易の自由化・円滑化、投資の促進、関連分野の制度整備を図ることにより、ビジネス・チャンスの更なる拡大とともに、両国間の経済関係の一層の強化、ひいては日インド関係全体の緊密化が期待される。

交渉の経緯

2004年11月
日印共同研究会
(JSG) 立ち上げに合意

2005年7月
～2006年4月
4回のJSGを実施

2006年12月
交渉開始を決定

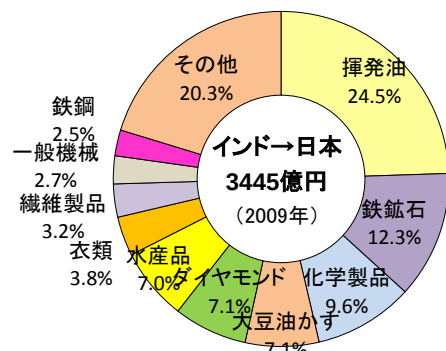
2007年1月
～2010年9月
14回の正式会合と多数の中間会合を開催

2010年9月
大筋合意

2010年10月
交渉完了を宣言

2011年2月
署名

2011年8月
発効



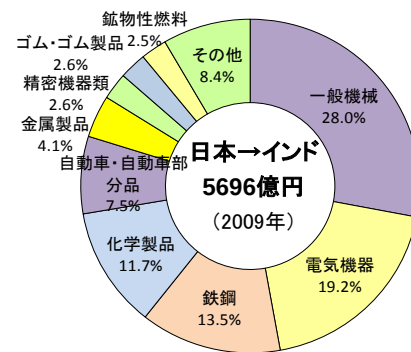
出典:財務省貿易統計

日印間の貿易構造

往復貿易額の約94%につき
協定発効後10年間で関税撤廃

インドは日本からの輸入の約
90%を10年間で無税に
(2006-07年インド貿易統計)

日本はインドからの輸入の約
97%を10年間で無税に
(2006年 財務省貿易統計)



出典:財務省貿易統計

◇物品の貿易

日本側の主な市場アクセス改善品目

□ 鉱工業品

ほぼ全ての品目について関税撤廃

□ 農林水産品

以下のような品目について関税撤廃

ドリアン (2.5%※)、スイートコーン (6%)、カレー (3.6%※)、紅茶 (3kg超・飲用) (2.5%※)、製材 (3.6%※)、えび (1-2%)、えび調製品 (3.2%-5.3%)

インド側の主な市場アクセス改善品目

□ 鉱工業品

以下のような品目について関税撤廃

・自動車部品：エンジン関連部品 (7.5～10%)、マフラー (10%)
・鉄鋼：熱延鋼板 (5%)、冷延鋼板 (5%)、亜鉛めっき鋼板 (5%)、合金鋼 (5%)
・電気電子製品：DVDプレーヤー (10%)、ビデオカメラ (10%)
・産業機械：トラクター (10%)、ブルドーザー (7.5%)

□ 農林水産品

以下のような品目について関税撤廃

盆栽 (5%)、ながいも (30%)、桃 (30%)、いちご (30%)、柿 (30%)

(カッコ内は現行関税率(*印は一般特惠税率))

◇他分野でも包括的に連携を推進

原産地規則: 迂回貿易の防止の観点から、一般規則としてより厳格なルールを採用しつつ、我が国が輸出に関心を有する多くの製品については、より貿易促進的なルールを採用した。

税関手続: 税関当局間で税関手続の簡素化・調和及び効果的な取締り確保のための協力・情報交換について規定。

サービスの貿易: インド側は、電気通信、流通、金融等、日本側は実務、環境等に関し、市場アクセス及び内国民待遇に係る約束をWTOにおける約束水準よりも改善する。

自然人の移動: 両国とも、短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家及び専門家を含む自然人の移動に関し、WTOにおける約束水準を上回る約束を行う。また、両国の自然人の入国・滞在に係る要件及び手続の透明性を向上させる。

投資: 内国民待遇、投資財産設立後の最恵国待遇、特定措置の履行要求の禁止、国対投資家の紛争解決を始めとする投資自由化・保護を規定。

知的財産: 両国は、知的財産の十分に効果的かつ無差別的な保護を確保するとともに、権利取得に係る手続の簡素化の措置をとる。また、具体的な知的財産の保護水準に関し、コンピュータ・プログラムを含む発明の特許保護可能性や、広く認識されている商標の更なる保護といったWTO協定水準を超える知的財産保護を規定。

協力: 両国間の経済連携の強化を図ることを目的として、環境、貿易・投資促進、情報通信技術、エネルギー、観光等の分野において協力を促進する。

ビジネス環境整備: 両国政府、民間部門及びその他の関係機関の参加を得て、事業活動を遂行する両国の企業のためのビジネス環境の整備に資する仕組みを提供する。

TBT・SPS(強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置): 情報交換、相互承認の取決めに至る段階的アプローチ等の協議メカニズムを設置する。後発医薬品の承認審査においては、国内法令の要求を満たしている場合、相手国からの申請に対し、内国民待遇を与え、合理的な期間内に手続を完了させる。



2-13 日・ペルーEPA＜協定の概要＞



日・ペルー経済連携協定の意義

豊富な資源と高い経済成長を背景に近年ますます注目を集める中南米地域において、安定した自由主義的経済政策を堅持する主要国の一つ。貿易の自由化・円滑化、投資の促進、関連分野の制度整備を図ることにより、ビジネス・チャンスの更なる拡大に資するとともに、両国間の経済関係の一層の強化、ひいては日ペルー関係全体の緊密化が期待される。

交渉の経緯

2008年11月

日ペルー首脳会談でEPA交渉開始を前向きに検討することで一致

2009年2月

日ペルー外相会談で準備会合実施合意

2009年3月

準備会合を開催

2009年4月

日ペルー首脳電話会談で交渉開始決定

2009年5月

～2010年11月
7回の正式会合と中間会合を開催

2010年11月

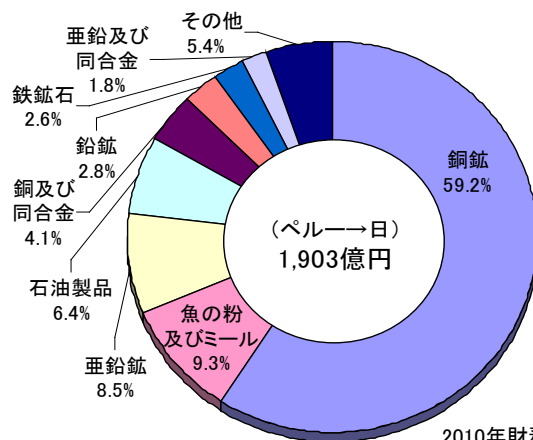
交渉完了

2011年5月

署名

2012年3月

発効



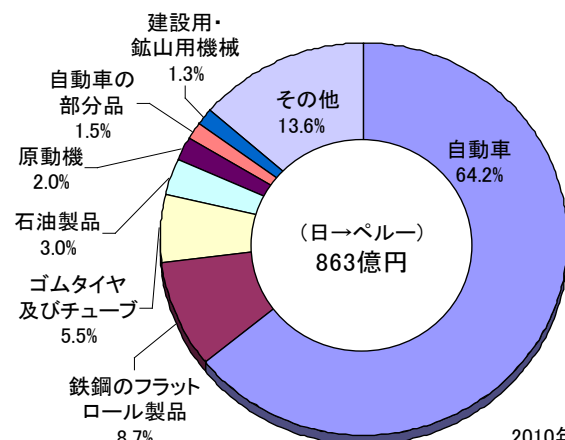
2010年財務省貿易統計

日ペルー間の貿易構造

往復貿易額の99%以上を協定発効後10年間で関税撤廃

ペルーは日本からの輸入の99%以上を10年間で無税に
(2008年ペルー側貿易統計(注))
(注: ただし、中古品は関税撤廃の対象外)

日本はペルーからの輸入の99%以上を10年間で無税に
(2008年財務省貿易統計)



2010年財務省貿易統計

◇物品の貿易

日本側の主な市場アクセス改善品目

- 鉱工業品: ほぼ全ての品目
- 農林水産品: 鶏肉・鶏肉調製品, アスパラガス, とうもろこし(菓子用・飲料用)等の農産品, 製材等の林産品, アメリカおおかいか等の水産品

ペルー側の主な市場アクセス改善品目

- 鉱工業品: 乗用車, 二輪車等の自動車, サスペンション, ガスケット, 伝動軸, 強化ガラス等の自動車部品, ボルト・ナット等の鉄鋼製品, テレビ, ブルーレイディスクレコーダー, リチウムイオン電池, 鉛蓄電池等の電気・電子製品, 医薬品, ボールペン 等
- 農林水産品: ながいも, りんご, 梨, 柿, 緑茶, 清酒 等

◇多くの分野で包括的な連携を推進

原産地規則: 第三者証明制度に加え, 認定輸出者による原産地申告制度等を規定。

税関手続及び貿易円滑化: 税関手続の透明性・通関の迅速化を確保する枠組みを規定。両国間の協力・情報交換について規定。

S P S・T B T: 情報交換等を行う小委員会を設置。T B T章では透明性の向上等について改訂。

国境を越えるサービスの貿易: 内国民待遇, 最恵国待遇等の原則の下, 例外となる国内措置等を明確化。W T Oでの約束を超えたサービス貿易自由化を約束。

商用目的の国民の入国及び一時的な滞在: 両国の短期商用訪問者, 企業内転勤者, 投資家, 専門家等の入国及び一時的滞在について約束。

政府調達: 内国民待遇, 無差別待遇, 調達の効果を減殺する措置の禁止, 透明性の確保等に関し規定。

知的財産権: 十分に効果的かつ無差別な知的財産保護, 知的財産権を行使するための措置, 並びに制度の運用における効率性及び透明性の促進について規定。

競争: 反競争的な行為に対する規制措置, そのための当局間協力に関する手続等について規定。

ビジネス環境の整備: 両国政府, 民間企業, 及びその他の関係機関の参加を得て, ビジネス環境向上に資する仕組みを提供。

協力: 貿易・投資の促進, 製造業, 漁業, 科学技術及び環境, 情報通信技術, 観光, 農業, 運輸の各分野において協力を促進。

投資: 既存の日・ペルー投資協定の規律を組み込み。

2-14 日韓EPA＜交渉の経緯と経済関係の現状＞

これまでの経緯

- 2003年10月 日韓首脳会談において、EPA締結交渉の開始で一致。
- 2003年12月 日韓EPA締結交渉を開始。
- 2004年11月 第6回会合開催。以後、交渉中断。
- 2008年4月の日韓首脳会談での合意を受け、6月及び12月にEPA締結交渉の再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議を開催。
- 2009年2月 日韓外相会談において、実務協議の首席代表レベルを審議官級に上げることで一致。
- 2009年7月 日韓首脳会談での合意を受け、審議官級での実務協議を開催。同12月第4回実務協議を開催。
- 2010年5月 日韓首脳会談にて、交渉再開に向けたハイレベルの事前協議を行うことで一致。
- 2010年9月 交渉再開に向けた局長級事前協議を開催。2011年5月に第2回局長級事前協議を開催。
- 2011年10月 日韓首脳会談にて、日韓双方で交渉再開に必要な実務的作業を本格的に行うことで一致。

韓国経済基礎データ

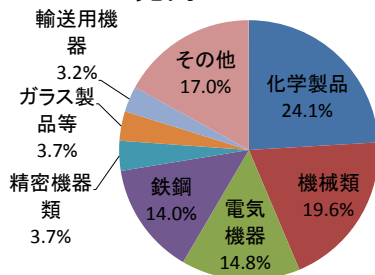
- 人口：約4,977万人（2010年現在）
- 名目GDP：1兆0,145億ドル（2010年）
- 1人あたりのGNI：20,759ドル（2010年）
- GDP成長率：6.2%（2010年）
- 総貿易額：輸出は4,664億ドル、輸入は4,252 億ドル（2010年）
- 主要貿易品目：輸出は鉱産物、電気電子製品、鉄鋼金属製品、機械類、化学工業製品。輸入は機械類、電気電子製品、化学工業製品、鉱産物、鉄鋼金属製品。

*データ出所：外務省ホームページ

日韓間の経済関係

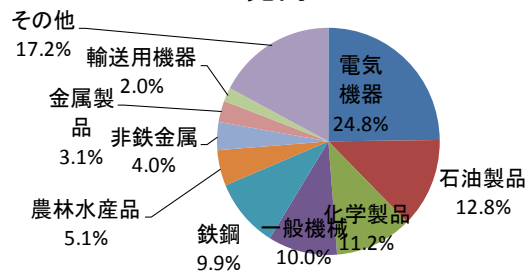
①日韓間の貿易（2010年）

- 輸出（日本→韓国）
5.46兆円



*データ出所：財務省貿易統計

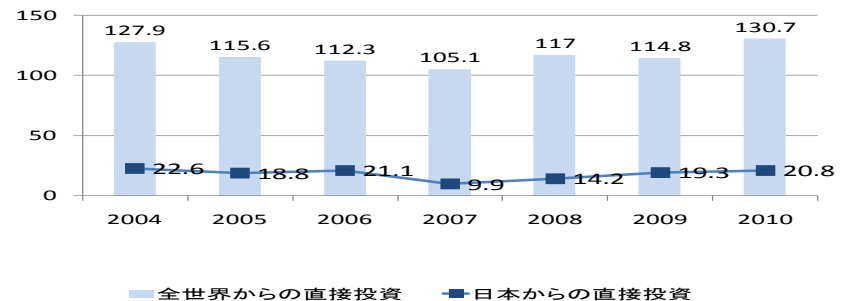
- 輸入（韓国→日本）
2.50兆円



- 日韓経済関係の強化の流れは継続。日本にとって韓国は第3位（財務省貿易統計）、韓国にとって日本は第2位の貿易相手国（知識経済部）。
- 対日貿易収支は韓国側の慢性的な赤字。2010年の赤字幅は361億ドル（知識経済部）。

②韓国に対する投資

- 世界全体からの対韓投資は130.7億ドル（2010年）
- 日本の対韓投資は20.8億ドル（2010年） *データ出所：韓国知識経済部



我が国輸出品における有税品と関税率

我が国輸出における有税品の上位品目と韓国の実行税率（2010年）（注）

	品名	韓国の実行税率
鉱工業品	鉄鋼くず	0%
	プラスチック製板	6.5%
	車両部品（ギヤボックス）	8%
	板ガラス	8%
農林水産品	生鮮又は冷蔵の魚（にしん等）	20%
	冷凍の魚（さば）	10%
	冷凍の魚（にしん等）	10%
	ソース	8%

（注）韓国関税庁FTAポータルより。

2-15 日・GCC FTA＜交渉の経緯と経済関係の現状＞

これまでの経緯

- ・2006年4月、小泉総理大臣とスルタン・サウジアラビア皇太子との会談後に発表した共同声明において、湾岸協力理事会（GCC）加盟諸国全体との間で物品とサービス貿易の分野を対象としたFTA交渉を開始することを歓迎。
- ・2006年5月の準備会合を経て、同年9月に第1回交渉会合を開催。2007年1月に第2回交渉会合を開催。2009年3月に第4回中間会合を開催。
- ・その後、GCC側の都合で交渉は延期されてきたが、2011年9月に開催された日GCC戦略対話において、交渉の早期再開の原則合意を確認。

GCC経済基礎データ

構成国：アラブ首長国連邦（UAE）、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン

出典：2010年IMF統計（IMF staff estimates）

	人口（万人）	GDP（億ドル）	1人あたりGDP（ドル）	経済成長率（%）
アラブ首長国連邦	506	3,619	59,716	4.1%
オマーン	298	556	18,657	4.2%
カタール	170	1,295	76,168	16.3%
クウェート	361	1,313	36,411	2.0%
サウジアラビア	2,611	4,437	16,996	3.7%
バーレーン	111	227	20,475	4.1%

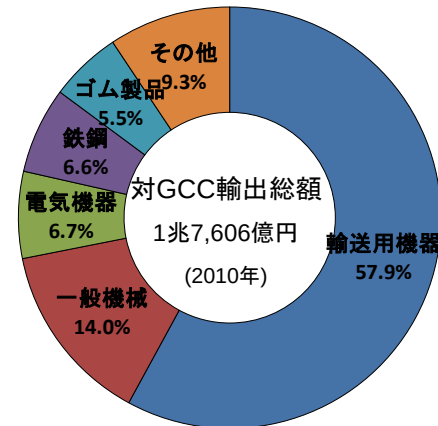
日GCC間の経済関係

①日本から対GCC諸国への投資

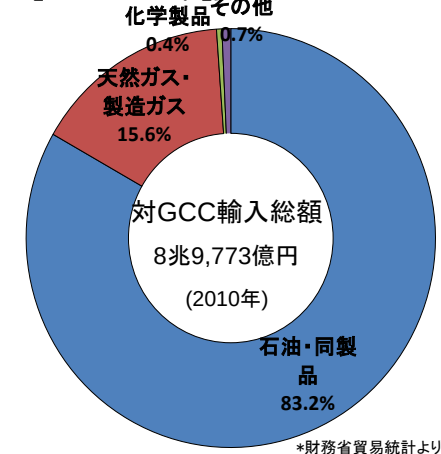
- ・対UAE：307億円（2010年までの累計額，日本銀行国際収支統計）
日系企業進出状況：314社（10年10月現在，外務省海外在留邦人数統計）
- ・対サウジアラビア：3,183億円（2010年までの累計額，日本銀行国際収支統計）
日系企業進出状況：86社（10年10月現在，外務省海外在留邦人数統計）

②日GCC貿易関係

【日本→GCC】



【GCC→日本】



*財務省貿易統計より

GCCの関税

原則：GCCにおいては**対外共通関税率（一律5%）**を採用

例外

- ①リストに規定された417の関税免除品目（動物・魚類・野菜・穀物・書籍・貴金属・航空機・船舶等），タバコ・同製品（関税100%），一部の酒類（関税50%）。
- ②各国が定めた保護関税品目。
サウジアラビア：930品目
バーレーン：25品目
- ③サウジアラビアには原材料購入（輸入）に関する関税免除措置あり。（但しサウジで調達困難なものに限る。）

2-16 日豪EPA＜交渉の経緯と経済関係の現状＞

これまでの経緯

- 2005年4月の首脳会談で、EPAの実現可能性、メリット・デメリットを含めた政府間共同研究を開始することに合意。
- 2006年9月、共同研究第5回会合を開催。12月には共同研究の最終報告書が提出された。
- 2006年12月、両国首脳の電話会談にて2007年からEPA交渉を開始することで合意。
- 2007年4月から交渉開始。2011年12月に第13回会合を、2012年2月に第14回会合を実施

オーストラリア経済基礎データ

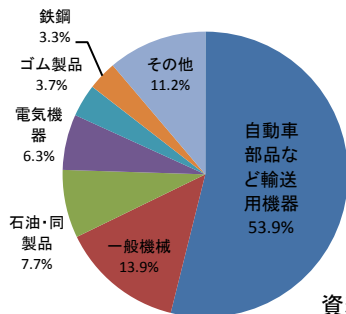
- 人口：約2,247.7万人（2010年12月末推計値）
- 名目GDP：約1兆284億豪ドル（2009/10年）
- 1人あたり名目GDP：約57,968豪ドル（2009/10年）
- 実質GDP成長率：3.8%（07/08年）、1.4%（08/09年）、2.3%（09/10年）
- 総貿易額（2009/10年）4,044億豪ドル
輸出：2,008億豪ドル、輸入：2,036億豪ドル
- 主な貿易相手国（2010年）：中国（19.1%）、日本（12.0%）、米国（9.0%）

*データ出所：ABS (Australian Bureau of Statistics) などより算出

日豪間の貿易

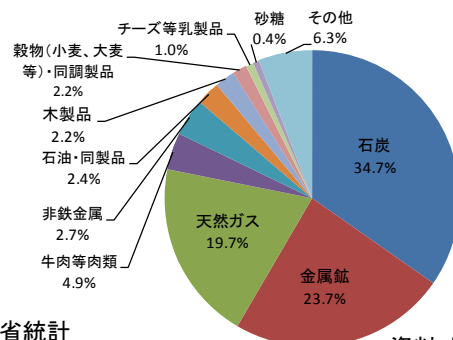
①日豪間の貿易

日本→豪
総額：約1兆3,919億円（10年）



資料：財務省統計

豪→日本
総額：約3兆9,482億円（10年）

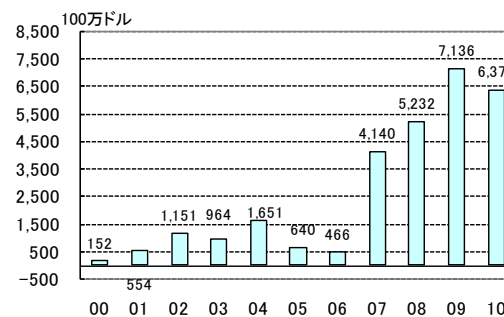


資料：財務省統計

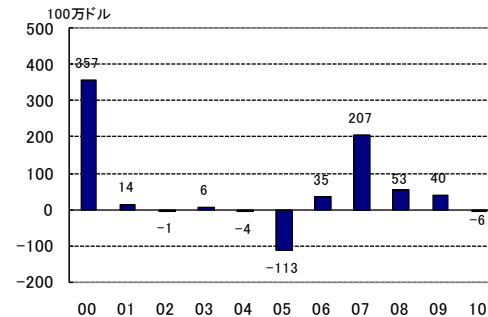
②日豪間の投資

- 豪州の対内投資残高（10年）に占める日本の割合は10.4%，第3位。
- 日本の対内投資残高（09年）に占める豪州の割合は0.5%，第14位。

日本の対豪直接投資の推移



豪州の対日直接投資の推移



（国際収支ベース、ネット、フロー）*資料：ジェトロ、原データ：財務省

オーストラリアの関税

豪州の平均輸入実行関税率は3.5%（2009年）であり、主な対日輸入品目の税率（2010年1月時点）は次のとおり。

品目	関税率	品目	関税率
乗用車等	5%	エンジン	5%
自動車部品	5%	テレビ	5%
タイヤ	5～10%	光学機器	0～10%

*資料：豪外務貿易省、WTO

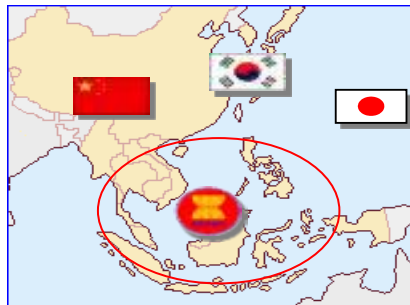
- ・日本にとり豪州は5番目の貿易相手国
 - ・豪州にとり日本は2番目に大きな貿易相手国（輸出2位、輸入3位、総額2位）（10年）。
- 資料：財務省貿易統計、豪外務貿易省

アジア・太平洋における広域経済連携

東アジア自由貿易圏構想

(East Asia Free Trade Area (EAFTA))

【ASEAN+3(日, 中, 韓)】



- ・05年4月 中国の提案により民間研究開始。
- ・09年10月のASEAN+3首脳会議の結果を踏まえ、政府間での協議を開始。ASEAN+6と共通で4つのワーキンググループ(WG)を立ち上げ(当初はASEANのみで議論)。
- ・10年9月 ASEANに設けられたWGにおける議論を対話国も交えて開始。
- ・10年10月 ASEAN+3首脳会談において、WGの作業が進められていることを歓迎。
- ・11年8月 ASEAN関連経済大臣会合において、既存の4WGに加え、新たに「物品貿易」、「サービス貿易」、「投資」に関する3WGを設立することを日中共同で提案。
- ・11年11月 ASEAN関連首脳会議において、日中共同提案を踏まえ、新たな3作業部会を設置する方向となった。

東アジア包括的経済連携構想

(Comprehensive Economic Partnership in East Asia (CEPEA))

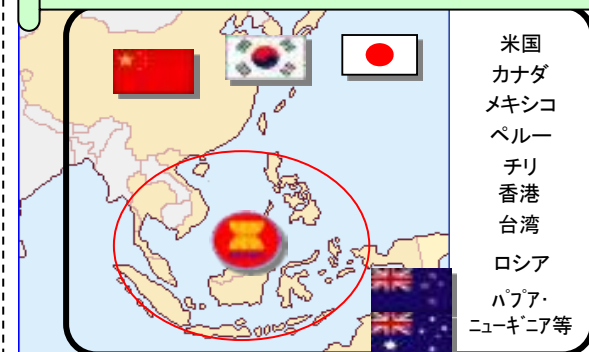
【ASEAN+6(日, 中, 韓, 印, 豪, NZ)】



- ・07年6月 日本の提案により民間研究開始。
- ・09年10月の東アジア首脳会議(EAS)の結果を踏まえ、政府間での協議を開始。ASEAN+3と共通で4つのワーキンググループを立ち上げ(当初はASEANのみで議論)。
- ・10年9月 ASEANに設けられたWGにおける議論を対話国も交えて開始。
- ・10年10月 EASにおいて、WGの作業が進められていることを歓迎。
- ・11年8月 ASEAN関連経済大臣会合において、既存の4WGに加え、新たに「物品貿易」、「サービス貿易」、「投資」に関する3WGを設立することを日中共同で提案。
- ・11年11月 ASEAN関連首脳会議において、日中共同提案を踏まえ、新たな3作業部会を設置する方向となった。

アジア太平洋自由貿易圏構想

(Free Trade Area of the Asia-Pacific (FTAAP))

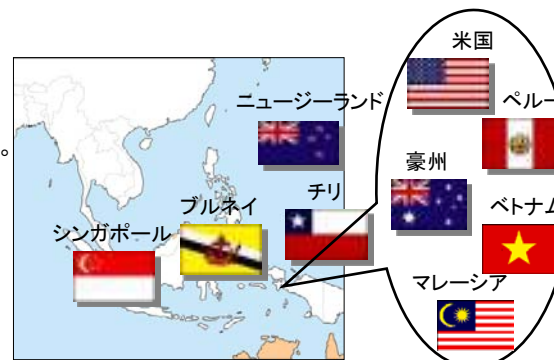


- ・06年11月 APEC首脳会議(ハノイ)にてFTAAPの研究に合意。
- ・09年11月 APEC首脳会議(シンガポール)にてFTAAPへの道筋を探究することに合意。
- ・10年6月 APEC貿易担当大臣会合にて、FTAAPへの道筋について、11月に横浜で首脳に報告することを確認。
- ・10年11月 APEC首脳宣言「横浜ビジョン」でFTAAPの実現に向けて具体的な手段をとることを宣言。

米国
カナダ
メキシコ
ペルー
チリ
香港
台湾
ロシア
パプア・ニューギニア等

環太平洋パートナーシップ協定(Trans-Pacific Partnership (TPP) Agreement)

- ・02年 NZ, シンガポール, ブルネイ, チリで交渉開始。
- ・06年 上記4カ国につぎいわゆるP4協定が発効。
- ・08年3月 投資・金融サービス交渉に、米国も参加。
- ・08年9月 米国が、包括的参加のための交渉立ち上げを発表。
- ・08年11月 豪州及びペルーが、交渉参加を表明。
- ・09年11月 オバマ米国大統領は、東京での演説で、米国がTPPへ関与する旨表明。
- ・10年3月 シンガポール, NZ, チリ, ブルネイ, 米, 豪, ペルー, ベトナムの8カ国で交渉開始。
- ・10年10月 第3回交渉会合にてマレーシアが新規参加。
- ・10年11月 APECの際に交渉参加国が初の首脳会合を開催。
- ・11年11月 APECの際に交渉参加国が首脳会合を開催し、「TPPの輪郭」を発表。日本は交渉参加に向けて関係国との協議に入る旨を表明。
- ・11年12月 第10回交渉会合開催。



日中韓FTA

- ・03年6月 民間研究開始。
- ・09年10月 日中韓サミットにおいて、日中韓FTA産官学共同研究の立ち上げにつき一致。
- ・10年5月 産官学共同研究第1回会合を開催。
- ・11年5月 日中韓サミットにおいて、11年中の共同研究終了を目指すことに合意。
- ・11年12月 産官学共同研究第7回会合を開催。共同研究を完了。日中韓FTAが三国間の貿易投資を促進するのみならず、幅広い三国間協力を発展させること、アジア太平洋地域における経済統合プロセスの進展にも寄与するとの認識で一致。

3. 主要国・地域の取組状況

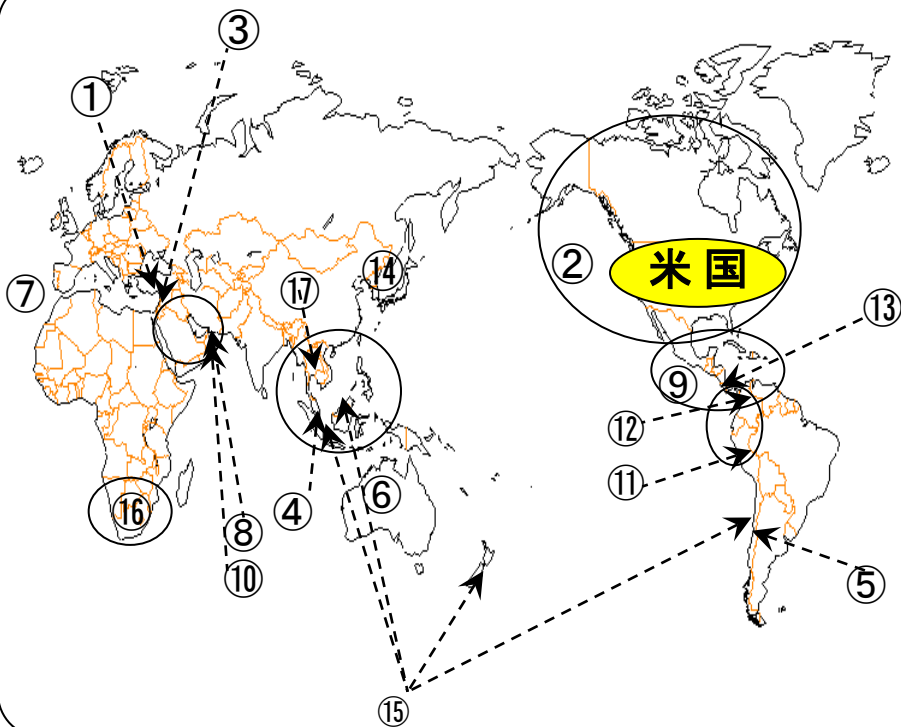
3-1米国のFTA

米国の動向

●オバマ大統領は、2010年1月の一般教書演説で、今後5年間の輸出倍増・200万人の雇用創出目標を表明。

●これに先立つ2009年12月には、TPP交渉参加意図を議会に通報。以降、アジア・太平洋諸国に焦点を当てた21世紀型の地域通商協定としての枠組み形成に注力。

●署名後、議会による承認が得られていなかった3FTA(韓国、コロンビア、パナマ)については、2011年10月米議会において承認。



■発効・署名・妥結済みのもの

- ①イスラエル：1985年発効。
- ②NAFTA：1994年発効。
- ③ヨルダン：2001年発効。
- ④シンガポール：2003年5月署名。2004年1月発効。
- ⑤チリ：2003年6月署名。2004年1月発効。
- ⑥オーストラリア：2004年5月署名。2005年1月発効。
- ⑦モロッコ：2004年6月署名。2006年1月発効。
- ⑧バーレーン：2004年9月署名。2006年8月発効。
- ⑨中米(DR-CAFTA:エルサルバドル、コスタリカ、ドミニカ共和国、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア)：2004年8月署名。
エルサルバドル(2006年3月)、ホンジュラス、ニカラグア(2006年4月)、
グアテマラ(2006年7月)、ドミニカ共和国(2007年3月)、コスタリカ(2009年1月)
との間で発効。
- ⑩オマーン：2006年1月署名。2009年1月発効。
- ⑪ペルー：2006年4月署名。2009年2月発効。
- ⑫コロンビア：2006年11月署名。(未締結)
- ⑬パナマ：2007年6月署名。(未締結)
- ⑭韓国：2007年6月署名。2010年12月補足合意。2011年10月米議会において承認。

■交渉中のもの

⑮環太平洋パートナーシップ(Trans-Pacific Partnership:TPP)協定:

シンガポール、チリ、ニュージーランド、ブルネイの4ヶ国(P4)の協定が、2006年に発効。2008年2月に米国が積み残しの投資と金融サービス分野に関し参加を表明し、同年9月には全分野で交渉参加することにつき合意。その後、豪州、ペルー、ベトナム及びマレーシアも参加を表明。オバマ大統領は、2009年11月、東京での演説で、米国がTPPへ関与する(engage)旨表明。2011年11月のホノルルにおけるAPEC首脳会議で「TPPの輪郭」を発表。

■その他

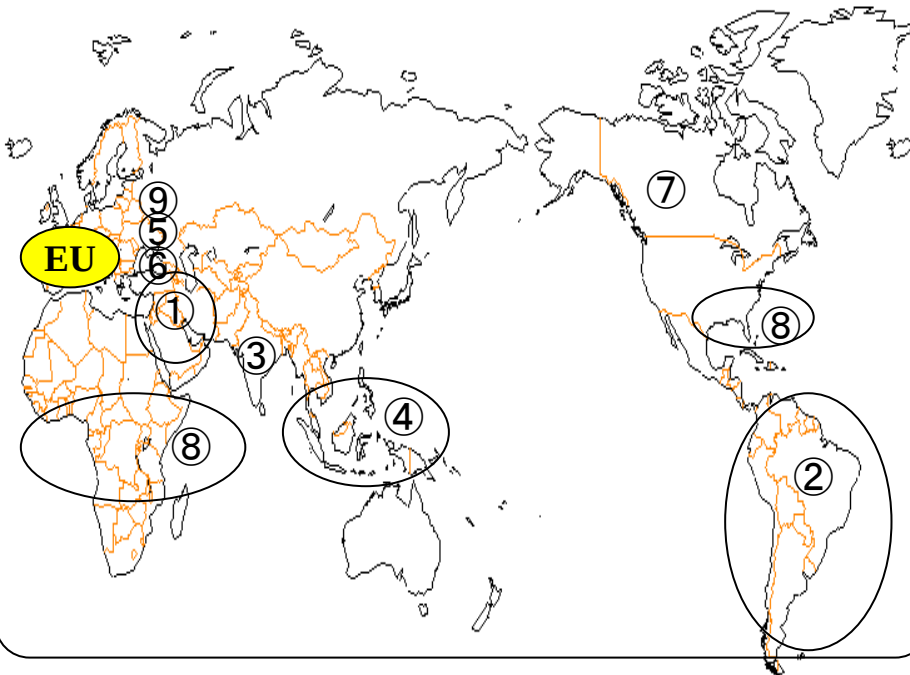
- ⑯南部アフリカ関税同盟(SACU:南アフリカ、ボツワナ、ナミビア、レソト、スワジランド)：2003年6月交渉開始。2006年交渉中断。
- ⑰タイ：2004年6月交渉開始。2006年交渉中断。

3-2 EUのFTA

EUの動向

2010年11月、欧州委員会は、新成長戦略に関する報告書を発出し、WTO・DDA(ドーハ開発アジェンダ)を最優先課題としつつも、現在交渉中のFTAの締結に加え、ASEAN各国とのFTA及びより包括的なFTAを追求すること及び戦略パートナーである米国、中国、日本、ロシアとの貿易・投資関係を深めることを提案。また、これらに加え、ブラジル・インドにも特段の留意を払う必要がある旨記載。

2011年11月、EU米間にて「雇用及び経済に関するハイレベル作業部会」の設立に合意。米国との二国間貿易協定を含む経済関係強化の方策を検討中。



■発効・署名・妥結済み: 31ヶ国・地域※()内は年

OCTs(71), スイス(73), フェロー諸島(97), バレスチナ(97), チュニジア(98), 南ア(00), イスラエル(00), メキシコ(00), モロッコ(00), ヨルダン(02), EEA(アイスランド, ノルウェー, リヒテンシュタイン)(04), エジプト(04), マケドニア(04), チリ(05), アルジェリア(05), クロアチア(05), シリア(08), レバノン(03), ボスニア・ヘルツェゴビナ(08), アルメニア(09), カメルーン(09), コートジボワール(09), モンテネグロ(10), セルビア(10), 韓国(11暫定発効), コロンビア・ペルー(11仮署名), 中米(エルサルバドル, グアテマラ, コスタリカ, ニカラグア, パナマ, ホンジュラス)(11仮署名), アフリカ・カリブ・太平洋諸国・地域(ACP)(うちCARIFORUM等と妥結)*, 【以下、関税同盟】アンドラ(91), サンマリノ(92), トルコ(95)

*EUが一方向的に関税を即時完全撤廃するのに対し、相手国は15年から25年かけて市場開放を約束するなど、途上国の開発に重点を置いたEPA。

■交渉中 (左図参照)

①湾岸協力理事会(GCC)(バーレーン, クウェート, オマーン, カタール, サウジアラビア, ア首連): 90年交渉開始。一時中断, 2002年から交渉再開するも、再度中断中。

②メルコスール(アルゼンチン, ブラジル, パラグアイ, ウルグアイ): 1999年交渉開始。2004年10月中断するも、2010年5月交渉再開を決定。2011年11月第7回交渉。

③インド: 2007年6月交渉開始, 2011年8月第13回交渉。2012年2月首脳会議にて交渉の早期妥結に合意。

④ASEAN: 2007年7月交渉開始, 2009年3月に一時中断。EUはASEAN各加盟国とのパイ交渉にシフト。シンガポールとは、2010年3月交渉開始, 2011年10月第8回交渉。7月政府間協議にて2011年中の交渉締結を示唆。マレーシアとは、2010年10月交渉立ち上げ, 2011年10月第5回交渉。

⑤ウクライナ: 2008年2月交渉開始。2011年9月第18回交渉。

⑥リビア: 2008年11月交渉開始。2010年6月第7回交渉。2011年2月から中断。

⑦カナダ: 2009年5月交渉開始, 2011年10月第9回交渉。2012年中の交渉妥結を目指す。

⑧アフリカ・カリブ・太平洋諸国・地域(ACP): 55カ国と交渉中。

⑨モルドバ、グルジア: 2011年12月交渉開始。

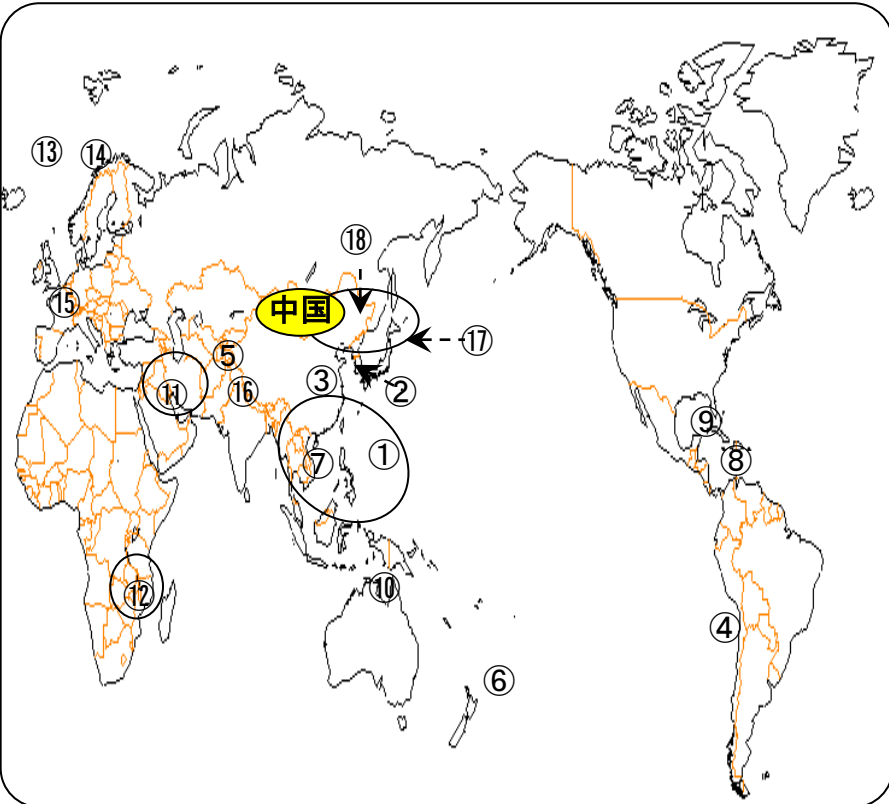
■交渉開始に向け働きかけを行っている国

ASEAN諸国(ベトナム(交渉開始に合意。交渉対象検討グループを設置), インドネシア(交渉開始に向け尼政府内調整中), ブルネイ, フィリピン, タイ(交渉開始に向けタイ国内調整中), エクアドル(2010年7月アンデス共同体としての交渉への参加を中断), ボリビア(2008年6月から交渉中断), アルメニア(交渉開始に向け調整中), アゼルバイジャン(交渉開始への意向があるもWTO加盟を優先), エジプト, ヨルダン, モロッコ, チュニジア(2011年12月交渉開始に合意), ペラルーシ(交渉開始に向け調整中), 日本(交渉のためのスコーピング作業を実施), 米国(「雇用及び経済に関するハイレベル作業部会」の設立に合意。二国間貿易協定を含む経済関係強化の方策を検討中)

3-3 中国のFTA

背景

中国のFTA推進の背景として、中国自身の経済発展、ASEANを中心とする周辺諸国・地域との経済関係の拡大、及び政治面での近隣諸国との関係重視といった点も指摘されている。また、中国は、最近、FTA交渉を開始するに当たり、相手国・地域に対し、中国の「市場経済国の地位」(中国が市場経済を確立していること)を認定するよう求めており、同認定によって、相手国・地域が、中国のWTO加盟時に約束された対中特別措置を適用しないよう働きかける狙いも窺われる。



■発効・署名・妥結済みのもの

①**ASEAN**: 2002年11月に「中ASEAN包括的経済協力枠組み協定」に署名(2003年11月発効)。同協定は、2010年(ASEAN新規加盟国は2015年)までに中ASEAN自由貿易地域を創設することを規定。「枠組み協定」の下、農産品の一部については、2004年1月1日から関税引き下げを開始(アーリーハーベスト。中国の対ASEAN貿易額(輸出入、2005年)にしめる対象品目のシェアは1.5%)。物品貿易一般については、2004年11月に署名された「物品貿易に関する協定」に基づき、2005年7月より関税の削減を開始。2007年1月15日に「サービス貿易協定」に署名し、同年7月に発効。残る投資協定は2009年8月の中ASEAN経済大臣会議で署名。2010年1月に中ASEAN自由貿易地域が成立。

②**香港**: 2003年6月、中国と「経済連携緊密化取決め(CEPA)」に合意。2004年10月のCEPA2に続き、更なる規制緩和を盛り込んだCEPA3が、2006年1月から実施。

③**マカオ**: 2003年10月、「中国本土とマカオのより緊密な経済貿易関係のアレンジメント」に署名(2004年1月発効、2005年1月補充協定発効)。

④**チリ**: 2005年1月交渉開始、同年11月に署名。2006年10月1日発効。

⑤**パキスタン**: 2006年11月署名。2007年7月発効。

⑥**ニュージーランド**: 2004年12月に交渉開始。2008年4月7日署名。2008年10月発効。

⑦**シンガポール**: 2006年8月交渉開始。2008年9月署名。2009年1月発効。

⑧**ペルー**: 2008年1月交渉開始。2009年5月署名。2010年3月に発効。

⑨**コスタリカ**: 2009年1月交渉開始。2010年4月に署名。2011年8月1日発効。

なお、台湾との間では「海峡兩岸経済協力枠組取決め(ECFA)」を双方の窓口機関間で2010年1月交渉開始、同年6月署名、同年9月発効。物品・サービスの一部についてアーリーハーベストの合意が成立。物品、サービス、投資、紛争解決等の残りの事項については今後協議。

■交渉中のもの

⑩**豪州**: 同年5月交渉開始。2010年2月に第14回交渉を実施。

⑪**湾岸協力理事会(GCC: サウジ、カタール、クウェート、アラブ首長国連邦、オマーン)**: 2004年7月、GCCの経済代表団が訪中した際、「中国・GCC国家経済、貿易、投資及び技術協力枠組み」に署名、2005年4月交渉開始。2006年1月に第3回交渉を実施。

⑫**南部アフリカ関税同盟(SACU: ボツワナ、南ア、レソト、スワジランド、ナミビア)**: 2004年6月、曾慶紅国家副主席が南アを訪問した際にFTA交渉の開始に合意。

⑬**アイスランド**: 2007年4月より交渉開始。

⑭**ノルウェー**: 2008年9月、オスロにてFTA交渉開始に合意。2010年9月3日に第8回交渉を実施。

⑮**スイス**: 2011年1月ダボス会談にて交渉開始に合意。2011年4月に第1回交渉、同7月第2回交渉を実施

■共同研究を実施中のもの

⑯**インド**: 2008年1月印首相訪中でフィジビリティスタディの終了が宣言され、印中地域貿易協定交渉開始の可能性を検討することに合意。

⑰**日中韓**: 1999年の日中韓首脳会議での合意を受け、2003年6月より民間研究機関間で共同研究を開始。2009年10月の日中韓サミット及び同貿易大臣会合を受け、2010年上半期の産官学の共同研究開始を目指すことで一致。2010年5月産官学共同研究を開始、2012年12月に共同研究を終了。

⑱**韓国**: 2004年、非公式な共同研究を開始し、2006年に終了。2006年11月産・学・官の共同研究を開始、2010年5月に同研究を終了。

出典:
中国商務省(2011年12月時点)

3-4 韓国のFTA

背景

韓国は、貿易に大きく依存する経済構造。世界的なFTAの趨勢に乗り遅れることを防ぎ、FTAを通じて韓国経済の構造改革を図るため、近年、急速にFTAを推進。韓国政府は、「2012年対外経済政策推進戦略」において、韓中・日韓・日中韓FTAの推進条件の整備、TPP交渉の進捗状況のフォロー、新興国とのFTAネットワーク拡大、韓米・韓EUFTAの発効・履行といった諸政策を推進するとしている。

■発効・署名・妥結済みのもの

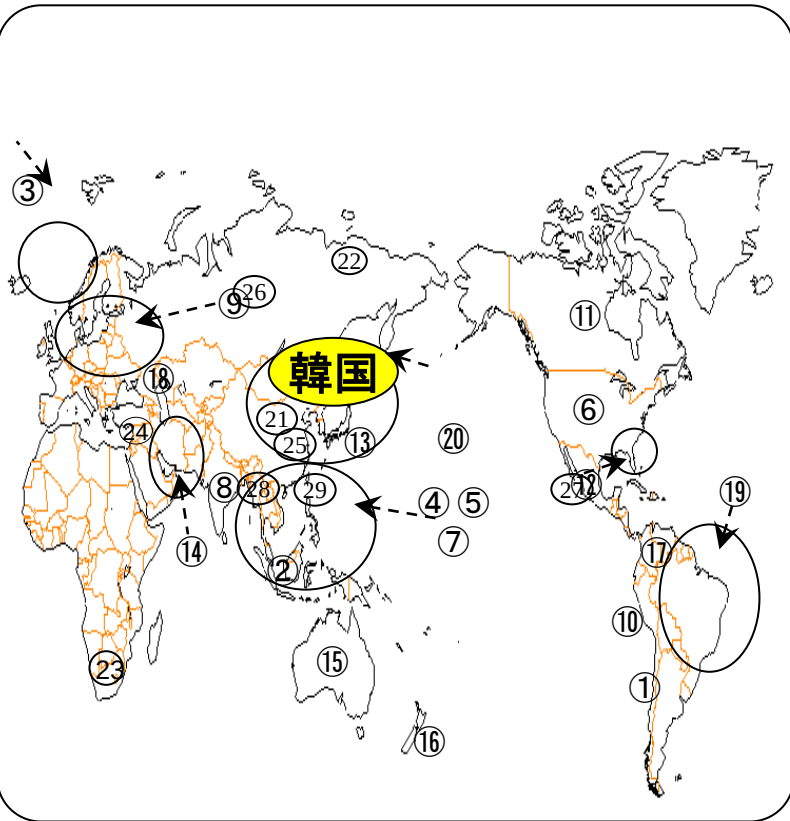
- ①チリ：2004年4月1日発効。
- ②シンガポール：2006年3月2日発効。
- ③EFTA：2006年9月1日発効。
- ④ASEAN(基本協定、商品貿易協定等)：2007年6月1日発効。
- ⑤ASEAN(サービス貿易協定)：2009年5月1日発効(インドネシア、カンボジア、ラオスを除く)。
- ⑥米国：2007年6月30日署名。2010年12月、補足合意が成立。2月10日、両長官が補足合意文書に署名・交換。10月12日、米議会による批准。11月22日、韓国議会による批准。
- ⑦ASEAN(投資協定)：2009年6月2日署名。2010年5月時点ではシンガポール、タイ、ベトナム、ミャンマーとの間で発効。
- ⑧インド：2010年1月1日発効。
- ⑨EU：2007年5月に交渉開始。2009年3月第8回交渉。2010年10月署名。2011年7月1日暫定発効(一部、今後EU加盟国の締結手続が必要な事項を除き発効)。
- ⑩ペルー：2011年8月1日発効。

■交渉中のもの

- ⑪カナダ：2005年7月に交渉開始。
- ⑫メキシコ：2006年2月、戦略的経済補完協定(SECA)の交渉開始。2006年6月の第3回交渉を最後に中断。2007年8月、正式なFTAに格上げして交渉再開することに合意し、12月に交渉再開。
- ⑬日本：2003年12月に交渉開始。2004年11月の第6回会合以降中断。2008年4月21日の日韓首脳会談での合意を受け、交渉の再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議を2008年6月及び12月4日に実施。2009年1月12日の日韓首脳会談では、交渉再開に向けた検討を促進することで一致。2009年2月の日韓外相会談で首席代表レベルを審議官級に上げることで一致し、7月及び12月に審議官級の実務協議を実施。2010年5月の日韓首脳会談にて、交渉再開に向けたハイレベルの事前協議を行うことで一致。同年9月、交渉開始に向けた局長級事前協議を開催。2011年5月に第2回局長級事前協議を開催。2011年10月の日韓首脳会談にて、日韓双方で交渉再開に必要な実務的作業を本格的に行うことで一致。
- ⑭GCC：2008年7月、交渉開始。2009年7月、第3回交渉。
- ⑮豪州：2009年5月交渉開始。2010年5月、第5回交渉。
- ⑯ニュージーランド：2009年6月交渉開始。2010年5月、第4回交渉。
- ⑰コロンビア：2009年12月、交渉開始。2010年10月、第4回交渉。
- ⑱トルコ：2010年4月、交渉開始。2011年3月、第3回交渉。

■交渉開始に向けた動きのあるもの

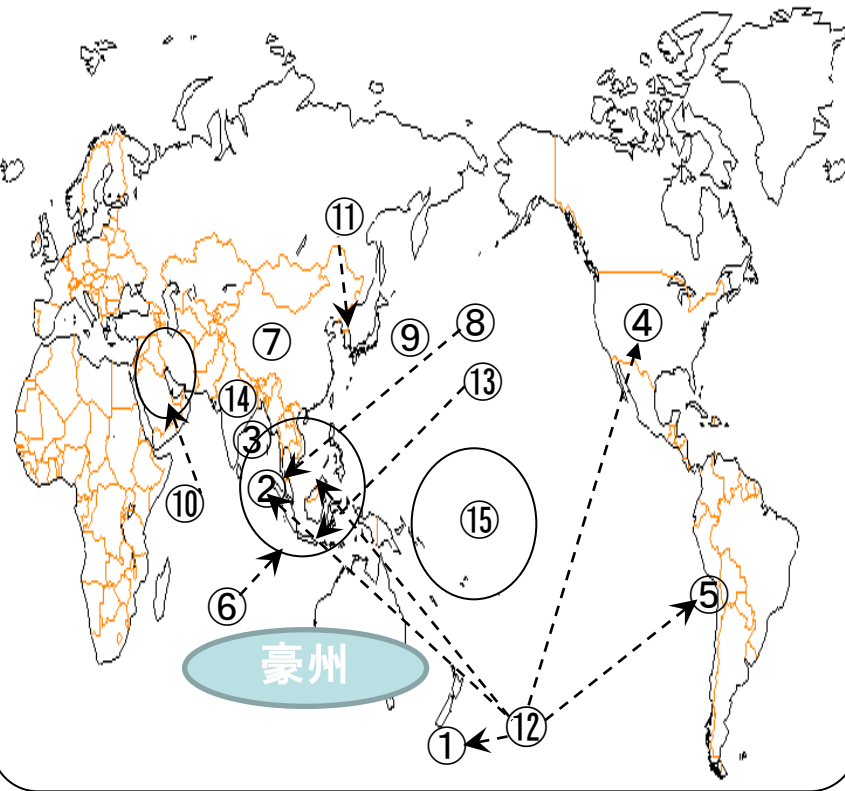
- ⑲メルコスール：2005年5月、共同研究を開始。2007年10月、共同研究報告書を採用。
- ⑳日中韓：2010年5月に産官学共同研究を開始。2011年12月、共同研究終了。
- ㉑中国：2007年3月、産官学共同研究開始。2010年4月、李明博大統領が韓中FTA推進検討を指示。2010年5月、産官学共同研究終了に関する覚書署名。同年9月、政府間事前協議第1回会議を開催。
- ㉒ロシア：2007年10月、二国間経済連携協定(BEPA)共同研究開始。
- ㉓SAGU※：2008年12月、民間共同研究開始に合意。※南アフリカ関税同盟(ボツワナ、レソト、ナミビア、南アフリカ共和国、スワジランド)
- ㉔イスラエル：2009年5月、民間共同研究開始に合意。同8月、共同研究開始。2010年10月、共同研究終了。
- ㉕ベトナム：2011年3月、共同作業班第3回会議を開催。
- ㉖モンゴル：2008年10月、民間共同研究開始に合意。
- ㉗中米※：2010年10月、共同研究開始。2011年5月、共同研究終了 ※パナマ、コスタリカ、グアテマラ、ホンジュラス、ドミニカ共和国、エルサルバドル
- ㉘マレーシア：2011年5月、妥当性の研究開始に合意。
- ㉙インドネシア：2011年5月、共同研究開始に合意。2011年7月、共同研究第1回会合を開催。



3-5 豪州のFTA

背景

米国との同盟関係を外交の基本としつつ、アジア太平洋を外交・貿易政策上の優先地域と位置づけ、域内諸国との関係緊密化に努めている。FTA/EPAの相手国についても、右外交方針を反映して、域内諸国、とりわけ東アジア諸国が中心となっている。



出典：豪州外務貿易省

■発効・署名・妥結済みのもの

- ①**ニュージーランド**：豪NZ-CER (Closer Economic Relations Trade Agreement) が83年1月に発効。90年までに物品について無税無枠アクセスを実現。
- ②**シンガポール**：2003年7月発効。協定の一部再協議、2011年発効予定。
- ③**タイ**：2002年5月交渉開始、03年10月合意、05年1月発効。
- ④**米国**：2003年3月交渉開始、04年5月署名、05年1月発効。
- ⑤**チリ**：2007年8月交渉開始、08年7月署名、09年3月に発効。
- ⑥**ASEAN**：2005年2月交渉開始。2009年2月署名。2010年1月、豪、ブルネイ、ミャンマー、マレーシア、シンガポール、フィリピン、ベトナムとの間で、同年3月タイとの間で、2011年1月ラオス及びカンボジアとの間で2012年1月インドネシアとの間で発効。(豪、NZ及びASEAN6カ国)

■交渉中のもの

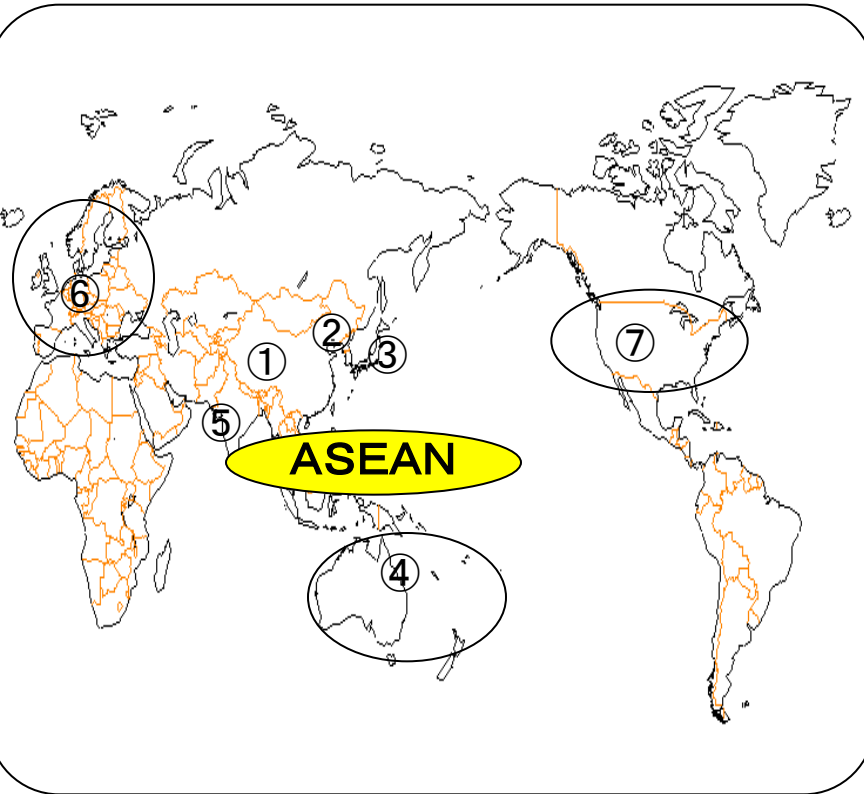
- ⑦**中国**：2005年5月より交渉開始。2011年11月に第17回交渉を実施。
- ⑧**マレーシア**：2005年5月交渉開始。2012年3月までの大筋合意を目指すことで合意。2011年7月、第9回交渉を開催。
- ⑨**日本**：2006年12月の日豪首脳電話会談にて交渉開始に合意。2007年4月交渉開始。2011年12月に第13回交渉を実施。
- ⑩**GCC諸国**：2007年7月から交渉開始。2009年5月に第4回交渉を実施後、交渉は中断中。
- ⑪**韓国**：2009年3月、交渉開始に合意。これまでに5回交渉開催。2011年中の大筋合意を目指す旨合意するも、一部分野を巡り未だ調整中。
- ⑫**環太平洋経済連携(TPP)協定**：シンガポール、チリ、ニュージーランド、ブルネイの4ヶ国(P4)の協定が、2006年に発効。2008年2月に米国が積み残しの投資と金融サービス分野に関し参加を表明、同年9月には全分野での交渉参加に合意。同年11月、豪州、ペルー及びベトナムも参加を表明、環太平洋経済連携協定(TPP)として、2010年3月に8ヶ国で交渉開始。2011年12月に第10回交渉開催。12年3月にメルボルンにて第11回交渉開催予定。11月、我が国、カナダ及びメキシコが交渉参加に向けて協議に入る旨表明。
- ⑬**インドネシア**：10年11月交渉開始に合意。
- ⑭**インド**：2011年5月、交渉開始に合意、同年11月第2回交渉開始。
- ⑮**太平洋諸島フォーラム(PIF)**：2009年8月、交渉開始に合意。3回交渉会合開催。

3-6 東南アジア諸国連合(ASEAN)のFTA

背景

●ASEANは、ASEAN域内でのFTAを着々と前倒しで実施するとともに、域外の各国・地域とのFTA交渉やアーリーハーベストの実施に積極的に取り組んでいる。

●ASEANのFTA推進の背景としては、ASEAN域内や日中韓を中心とした東アジア各国との経済関係の深化やBRICs諸国(ブラジル、ロシア、インド、中国)の経済的台頭などが挙げられる。



出典:各国政府ホームページ

発効・署名・妥結済みのもの

①中国: 2002年11月に「中ASEAN包括的経済協力枠組み協定」に署名。2010年(ASEAN新規加盟国は2015年)までのFTA創設を予定。農産品の一部について、2004年1月から関税引き下げを開始(アーリーハーベスト)。2004年11月、物品貿易協定及び紛争解決制度に関する協定が首脳間で署名され、2005年7月に発効。2007年1月、サービス貿易協定が署名され、2007年7月に発効。投資協定は2009年8月の中ASEAN経済大臣会議で署名され、2010年2月、発効。中国ASEAN自由貿易地域(CAFTA)が2010年1月発効。

②韓国: 2005年2月交渉開始。2007年6月、枠組み協定、物品貿易協定及び紛争解決協定が発効。サービス貿易協定は2009年5月1日発効。残る投資協定は2009年6月に署名、9月発効。

③日本: 2005年4月より交渉開始。2007年5月の日ASEAN経済大臣会合で物品貿易自由化の方法(モダリティ)について原則的に意見が一致した。2007年11月に交渉が妥結し、2008年4月14日に署名が完了。同年6月国会承認。同年12月1日、発効(日本、シンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマー)。2009年1月1日にブルネイ、2月1日にマレーシア、6月1日にタイ、12月1日にカンボジア、2010年7月1日にフィリピン発効。

④豪州・NZ: 2004年11月のASEAN・豪NZ首脳会談において、2005年の早期にASEAN-CER (Closer Economic Relations) FTA交渉を開始し、2年以内に実質的に交渉を終えることで合意。2005年2月に交渉開始。2008年8月のASEAN-CER経済大臣会合で大筋合意。2009年2月のASEAN首脳会議等の機会に署名し、2010年1月に8カ国(豪、NZ、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、ベトナム)発効。2010年3月にタイ、2011年1月にカンボジア、ラオス、2012年1月にインドネシア発効。

⑤インド: 2003年10月に「印ASEAN包括的経済協力枠組協定」に署名し、2004年1月より交渉開始。2009年8月の印ASEAN経済大臣会議で物品の貿易協定に署名し、2010年1月発効。また、早期の交渉妥結を目標に、サービス貿易及び投資分野の交渉を継続中。

交渉中のもの

⑥EU: 2005年4月にASEAN・EU間で設置されたビジョン・グループは、2006年5月、WTOに沿ったFTA及び経済協力関係の拡大を提言。2007年5月、AEM・EU経済閣僚会議でFTA交渉の立ち上げが合意され、2007年7月に交渉を開始したが、2009年5月交渉中断。

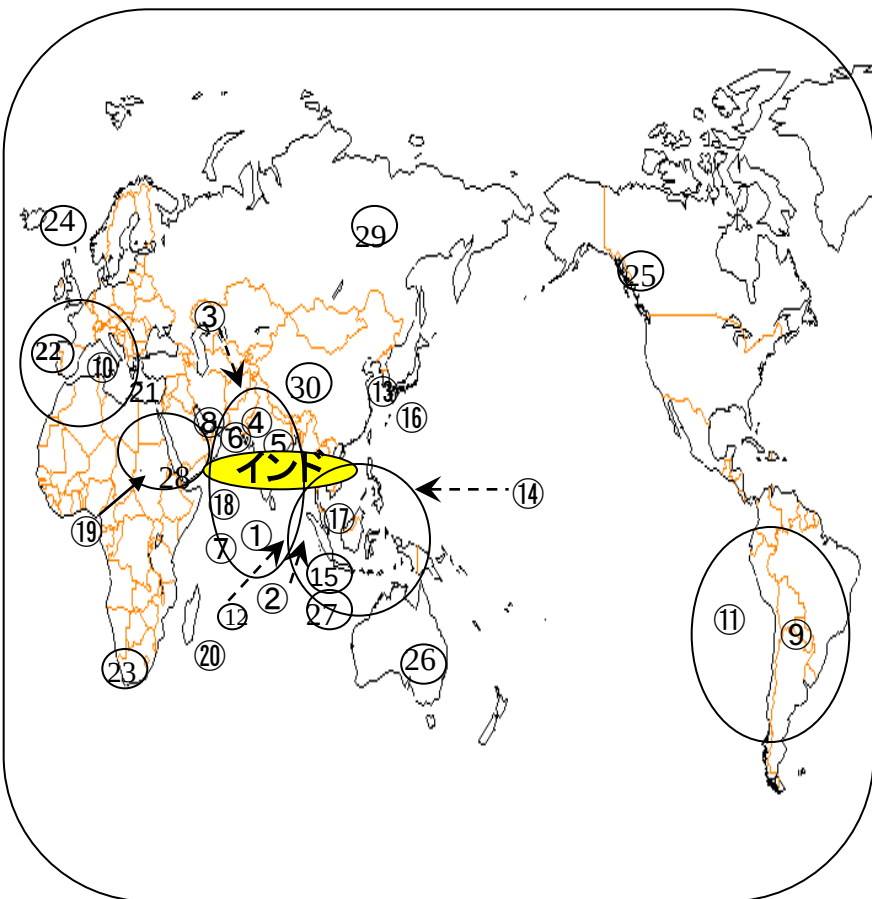
交渉開始に向けた動きのあるもの

⑦米国: 2002年10月、米国とASEAN諸国との間のFTA締結及びそのネットワーク化に向けたイニシアティブ(Enterprise for ASEAN Initiative)を発表。2006年8月、米国とASEANとの間で貿易投資枠組協定(TIFA)を締結。

3-7インドのFTA

背景

●インドは、新興国として高い経済成長を持続し、多角的、積極的な外交を展開。FTAについても、南アジア諸国に加えて東アジア諸国やEU、GCC等、多角的な連携を進めている。



発効・署名・妥結済みのもの

- ①スリランカ: 印スリランカ自由貿易協定 2000年3月発効 (現在CEPA交渉中)。
- ②シンガポール: 印星包括的経済協力協定 2005年6月署名, 同年8月1日発効。
- ③SAFTA: 南アジア自由貿易地域協定 2004年1月署名, 2006年1月1日発効。
- ④ブータン: 印ブータン貿易・商業・領内通過 (transit) 協定 (改正協定) 2006年7月28日署名, 翌日発効。
- ⑤バングラデシュ: 印バングラデシュ貿易協定 (改正協定) 2006年3月署名, 同年4月1日発効 (2009年3月31日まで)。
- ⑥ネパール: 印ネパール貿易条約 2007年3月6日発効。
- ⑦モルディブ: 印モルディブ貿易協定 1981年3月署名。
- ⑧アフガニスタン: 印アフガニスタン特惠貿易協定 2003年3月署名。
- ⑨メルコスール: 印メルコスール特惠貿易協定 2004年1月署名 (現在FTA交渉中)。
- ⑩セルビア・モンテネグロ: 印セルビア・モンテネグロ経済協力協定 2006年2月7日署名。
- ⑪チリ: 印チリ特惠貿易協定 2006年3月8日署名 2007年9月11日発効。
- ⑫APTA: アジア太平洋貿易協定 (改正協定) 2005年11月署名。
- ⑬韓国: 印韓包括的経済連携協定 (CEPA) 2009年8月署名。2010年1月発効。
- ⑭ASEAN: ●印ASEAN包括的協力枠組協定 2003年10月署名。
●印ASEAN包括的経済連携協定 2009年8月署名。2010年1月発効。(サービス章及び投資章については交渉中)
- ⑮マレーシア: 印マレーシア包括的経済協力協定 2011年2月署名, 同年7月1日発効。
- ⑯日本: 日インド包括的経済連携協定 2011年2月署名, 同年8月1日発効。

枠組協定締結後FTA交渉中のもの

- ⑰タイ: ●印タイ自由貿易地域創設枠組協定 2003年10月署名, 2004年9月1日発効, アーリーハーベストにより82品目につき関税撤廃。●印タイ自由貿易協定交渉中。
- ⑱ベンガル湾: ●BIMSTEC自由貿易地域枠組協定 2004年2月署名。
●BIMSTEC自由貿易協定 交渉中。
- ⑲GCC: ●印GCC枠組協定 2004年8月署名。
●印GCC自由貿易協定 2008年9月に第2回会合を実施。

その他交渉中のもの

- ⑳モーリシャス: 印モーリシャス包括的経済協力協定 2005年4月～
- ㉑イスラエル: 印イスラエル特惠貿易協定。
- ㉒EU: 印EU自由貿易協定 2007年6月、交渉開始
- ㉓SACU(南アフリカ関税同盟): 印SACU特惠貿易協定: 2004年9月枠組協定を妥結(アフリカ側の承認待ち)。2007年10月テクニカル交渉開始。
- ㉔EFTA: 2008年1月ダボス会議にて交渉開始を宣言。2008年10月、交渉開始。
- ㉕カナダ: 印カナダ包括的経済連携協定 2010年11月、交渉開始。
- ㉖豪州: 印豪州自由貿易協定 2011年5月、交渉開始。
- ㉗ニュージーランド: 印ニュージーランド自由貿易協定 2010年1月、交渉開始。
- ㉘インドネシア: 印インドネシア包括的経済協力協定 2011年1月、交渉開始。

交渉開始に向けた動きのあるもの

- ㉙ロシア: 印露包括的経済協力協定 2007年7月 JSG報告書提出 11月JTF設置。
- ㉚パキスタン: 印パキスタン経済協力協定 2005年2月22日～
- ㉛中国: 印中国自由貿易協定 2003年～2005年JSG, 2006年～2007年1月JTF3回の会合を実施。

出典:

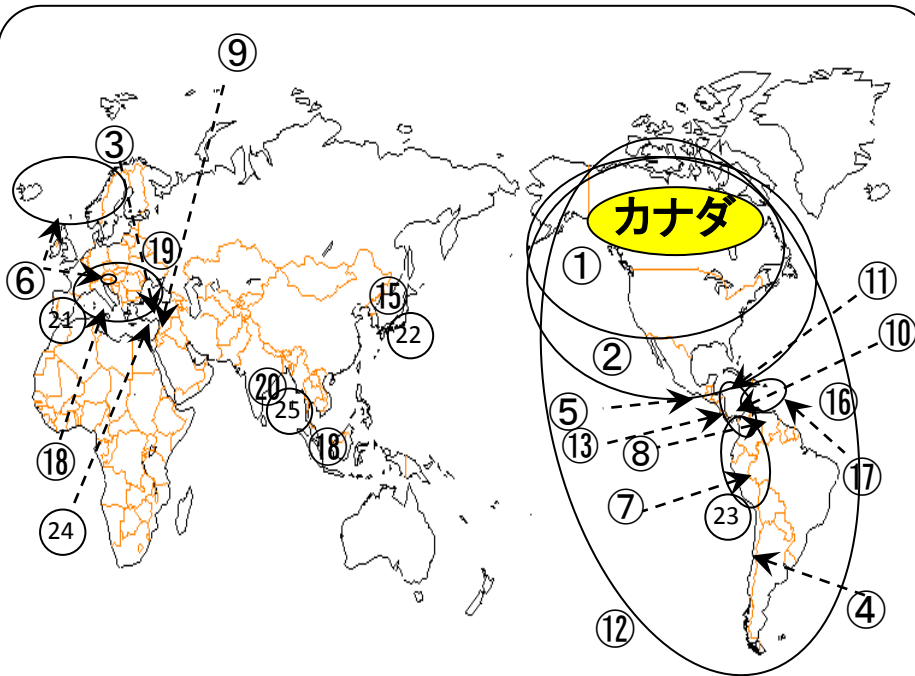
Department of Commerce, Government of India

(http://www.commerce.nic.in/trade/international_ta.asp?id=2&trade=i) 等

3-8 カナダのFTA

カナダの動向

- カナダは、自由貿易がカナダ経済を牽引する力強い駆動力であると位置づけ、ハーバー政権の過去6年間で、9ヶ国と自由貿易協定、10ヶ国と海外投資促進保護協定を締結。
- 2012年の「経済行動計画 (Economic Action Plan)」(同年3月公表)において、大規模でダイナミックかつ急成長を遂げている国と、新たな、より緊密な貿易関係を追求することを強化。
- 2011年6月の政府施政方針演説(スローン・スピーチ)において、EUとのFTA交渉を2012年までに、インドとのFTA交渉を2013年に完了するとしている。



■締結・署名済みのもの

① アメリカ(米加):	1989年1月発効	※米加自由貿易協定からNAFTAへ
② NAFTA(米加墨):	1994年1月発効	
③ イスラエル:	1997年1月発効	2010年FTAの対象分野拡大のための予備協議開始。
④ チリ:	1997年7月発効	
⑤ コスタリカ:	2002年11月発効	2011年8月FTAの対象分野拡大のための交渉開始。
⑥ 欧州自由貿易連合(EFTA):	2009年7月発効	ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、スイス
⑦ ペルー:	2009年8月発効	
⑧ コロンビア:	2011年8月発効	
⑨ ヨルダン:	2009年6月署名	
⑩ パナマ:	2010年5月署名	
⑪ ホンジュラス:	2011年8月交渉終了(未署名)	

■交渉中のもの

⑫ 米州自由貿易地域(FTAA):	1998年交渉開始。2004年2月以後、交渉中断。 南北米州全域(キューバ以外の34カ国)
⑬ 中米4ヶ国(CA4): エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス	2001年11月交渉開始。2010年3月第12回交渉。 2011年8月ホンジュラスとのみ交渉終了。残りの諸国とは交渉再開の可能性を維持。
⑭ シンガポール:	2001年10月交渉開始。2007年第8回交渉。 以後、交渉中断。
⑮ 韓国:	2005年7月交渉開始。2008年3月第13回交渉。 2009年1月原産地部門交渉、以後、交渉中断。
⑯ ドミニカ:	2007年6月交渉開始。2009年12月交渉(交渉回数は不明)。以後、協議を継続。
⑰ カリブ共同体(CARICOM):	2007年7月交渉開始。2011年4月第3回交渉。 (アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ドミニカ国、グレナダ、ガイアナ、ハイチ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネービス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、モントセラット(英領))
⑱ EU:	2009年5月交渉開始。2011年10月第9回交渉。 2012年中の交渉妥結を目指す。
⑲ ウクライナ:	2010年5月交渉開始。2011年11月に第3回交渉。
⑳ インド:	2010年11月交渉開始。2012年2月第4回交渉。
㉑ モロッコ:	2011年1月交渉開始合意。同年10月第1回交渉。
㉒ 日本:	2012年3月交渉開始することで一致。

■交渉開始に向けた動きのあるもの

㉓ アンデス諸国: ボリビア、コロンビア エクアドル、ペルー	2002年8月予備協議開始合意。2007年6月コロンビア及びペルーと交渉開始。 2009年8月ペルーとFTA発効。2011年8月コロンビアとFTA発効。エクアドルとの予備協議は継続。ボリビアとは協議する可能性を維持。
㉔ トルコ:	2010年10月予備協議を実施。
㉕ タイ	2012年3月予備協議実施を追求すると発表。